

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月25日

【事業年度】 第7期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 G N I L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼C F O 鈴木 勘一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

【電話番号】 (03)3580局0751番

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 吉川 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

【電話番号】 (03)3580局0751番

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 吉川 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (千円)	-	-	168,861	247,819	273,588
経常損失 (千円)	-	-	632,550	922,690	1,279,451
当期純損失 (千円)	-	-	604,226	933,845	1,279,454
純資産額 (千円)	-	-	1,990,848	2,984,654	2,384,919
総資産額 (千円)	-	-	2,397,631	3,361,820	2,587,880
1株当たり純資産額 (円)	-	-	38.48	47.75	33.65
1株当たり当期純損失金額 (円)	-	-	13.81	16.64	19.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	83.0	86.5	92.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	561,430	780,939	1,031,582
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	694,997	186,191	786,821
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	2,183,278	1,854,391	717,841
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	1,394,170	2,284,672	1,142,865
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	-	-	89 (2)	111 (7)	122 (8)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第5期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第7期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. 第5期は、168,861千円の売上高を計上しましたが、研究開発費、顧問料、連結調整勘定償却額等の費用の増加により、経常損失、当期純損失を計上しました。

7. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、研究開発費が384,531千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、922,690千円の経常損失を計上しました。

8. 第7期は、中国での治験費を始めとする研究開発費の増加、内部管理体制構築のためのコンピューター関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,279,451千円の経常損失を計上しました。

9. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

10. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
11. 当社はあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (千円)	28,662	25,538	65,446	103,975	66,735
経常損失 (千円)	119,307	250,469	424,684	893,275	1,054,621
当期純損失 (千円)	47,855	273,147	447,462	892,659	1,053,143
資本金 (千円)	253,603	347,853	1,487,108	2,407,608	2,821,608
発行済株式総数 (株)	22,528,431	25,428,431	51,731,831	60,881,831	70,881,831
純資産額 (千円)	368,827	284,179	2,115,225	3,063,565	2,838,386
総資産額 (千円)	392,267	535,772	2,327,328	3,317,477	2,975,708
1株当たり純資産額 (円)	16.37	11.18	40.89	50.32	40.04
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	2.56	12.12	10.21	15.91	15.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	94.0	53.0	90.9	92.3	95.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	4	5	9	17	25

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第3期は、GNI USA, Inc. の設立及びGene Networks, Inc.の解散に伴う顧問料等の管理費用が大幅に増加したため、119,307千円の経常損失を計上しました。また、Gene Networks, Inc. からの債務免除益72,032千円を計上したため、当期純損失は、47,855千円となりました。
4. 第4期は、富山化学工業株式会社及びケンブリッジ大学との共同研究開始に伴い研究開発費が117,943千円に増加したため、250,469千円の経常損失を計上しました。
5. 第5期は、Shanghai Genomics, Inc.の子会社化に伴う顧問料等の管理費用が増加したこと、研究開発費を146,943千円計上したこと等により、424,684千円の経常損失を計上しました。
6. 第6期は、受託研究先の拡充により売上高は増加しましたが、Shanghai Genomics, Inc. との共同研究拡大に伴い研究開発費が518,366千円に増加したこと、他部門充実に伴う人件費の増加等により、893,275千円の経常損失を計上しました。
7. 第7期は、売上高66,735千円と37,239千円の減収となり、また、研究開発費を462,553千円計上したことと、内部管理体制構築のためのコンピュータ関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、1,054,621千円の経常損失を計上しました。
8. 第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 第7期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
10. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

11. 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
12. 当社はあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。なお、第3期及び第4期については監査を受けておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	システム創薬の実現を目的として、米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として株式会社ジーエヌアイを東京都渋谷区に設立。
平成13年12月	福岡県久留米市の久留米リサーチパーク内に久留米研究ラボを開設。
平成14年7月	創薬の可能性のあるターゲット（複数）の特許申請。
平成15年1月	富山化学工業(株)と真菌の遺伝子ネットワークに関する共同研究契約を締結。
平成15年9月	米国法人GNI USA, Inc.（現・連結子会社）を当社の100%子会社として設立。
平成15年12月	米国法人Gene Networks, Inc.の財産をGNI USA, Inc.（現・連結子会社）に移転し、同社は解散。
平成16年3月	英ケンブリッジ大学と血管内皮細胞に関する共同研究契約を締結。
平成16年9月	富山化学工業(株)と遺伝子ネットワークを利用した創薬に関する共同研究契約を締結。
平成16年10月	ヒト遺伝子ネットワークを構築。
平成17年5月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.（現・連結子会社）の持分76.74%を取得。
平成17年5月	F647（肺線維症治療薬）の第1相臨床試験（中国）を開始。
平成17年6月	本店を東京都港区に移転。
平成17年12月	F647のRP（放射線性肺炎）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	F647のIPF（特発性肺線維症）を適応症とする第2相臨床試験（中国）を開始。
平成18年2月	久留米研究ラボを閉鎖して、福岡県福岡市早良区に「GNI創薬解析センター」を開設。
平成19年5月	本店を東京都千代田区に移転。
平成19年8月	中国法人Shanghai Genomics, Inc.を100%子会社化。
平成19年8月	東京証券取引所マザーズ市場に株式公開。
平成19年12月	F351（肝線維症治療薬）の第1相臨床試験を開始。

3【事業の内容】

（1）事業の概要

1）当社グループの事業概要

当社グループは、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、全遺伝子（ゲノム）レベルの遺伝子情報を有効利用する「遺伝子ネットワーク」技術や先端ゲノム技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社の研究開発から出てきた創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。さらに現在でも遺伝子ネットワークを活用したターゲット遺伝子の絞込みや、先端ゲノム技術を利用した新規ターゲット遺伝子に作用する創薬候補物探索を行っており、医薬品を自社の創薬プロセスから生み出すことが可能であると考えております。

当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、中国における臨床試験及び医薬品の開発を、またGNI USA, Inc.は、米国における当社事業のマーケティング等を行っております。当社グループの事業は単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントの区分を行っておりません。

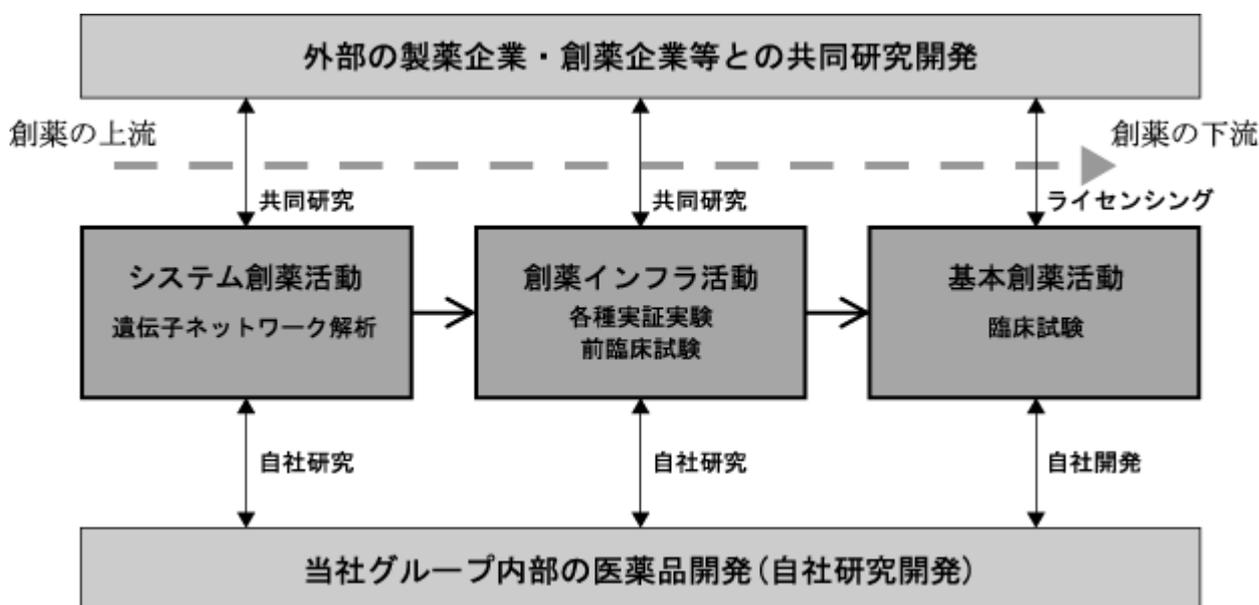
2) 当社グループの特色

当社グループは、複数の創薬候補化合物を有し、日本や中国などのアジアに患者の多い疾患を標的にした治療薬を開発していること、遺伝子ネットワークというゲノム解析技術を活用して将来の創薬パイプラインを自社で生み出す技術を持っていること、英国のヒト細胞ベースのゲノム研究や中国での臨床試験やバイオ実証試験などの創薬プロセス（上流から下流まで）を有していること、などを特色としています。特に遺伝子ネットワークは、遺伝子間の因果関係を発現レベルで可視化し解明する解析技術で、従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果がより高くかつ副作用のより少ない医薬品を生み出すことのできる合理的な「システム創薬」を可能にすると考えております。

当社グループの手がける事業は、創薬プロセスの上流から下流に関わる3つの創薬活動から成り立っております。

- () システム創薬活動（創薬プロセスの上流）・・・当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、遺伝子ネットワーク技術や先端ゲノム技術を活用して、ターゲット遺伝子または既存化合物の作用機序（作用のメカニズム）の解明や未知遺伝子に関する機能推定などを行う活動であります。
- () 創薬インフラ活動（同中流）・・・当社グループが独自に（もしくは外部の製薬企業との共同研究を通じて）、各種実証実験や前臨床試験などを実施する活動であります。
- () 基本創薬活動（同下流）・・・当社グループが独自に開発した（もしくは外部からライセンスを受けた）創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行するという活動であります。

< 医薬品開発のための仕組み 1 >



これら3つの創薬活動、すなわち「基本創薬活動」（創薬プロセスの下流）「創薬インフラ活動」（同中流）「システム創薬活動」（同上流）は、当社グループにおける一貫した創薬活動であります。当社グループの事業的な特色は、これら上流から下流までの大部分のプロセスでの事業活動を自前で行える点であります。当社グループにおける創薬プロセスをより具体的に見ると、(1)遺伝子ネットワークの技術（日本、英国）を活用した遺伝子ターゲットの探索、(2)先端ゲノム技術（中国、英国）を活用した各種実証研究や創薬候補物の探索、(3)前臨床試験・臨床試験のマネジメント能力（中国）の3つを持つことが当社グループの特徴となっております。(1)と(2)は創薬プロセスの上流から中流の工程、(3)は下流の工程に対応しております。他の創薬ベンチャー企業の一般的な事業モデルは、上流工程だけを自社で行い、下流工程は外部の製薬企業との戦略提携に頼るというものですが、その場合には臨床試験等のコスト負担が軽減する一方で、大きな収益がアライアンス先の製薬企業に移転してしまうというデメリットがあります。逆に、臨床試験や製造販売などを自社で行う場合には、大きなコスト負担が生じることとなりますが、他方より高い利益率を享受できるようになるのが通例です。

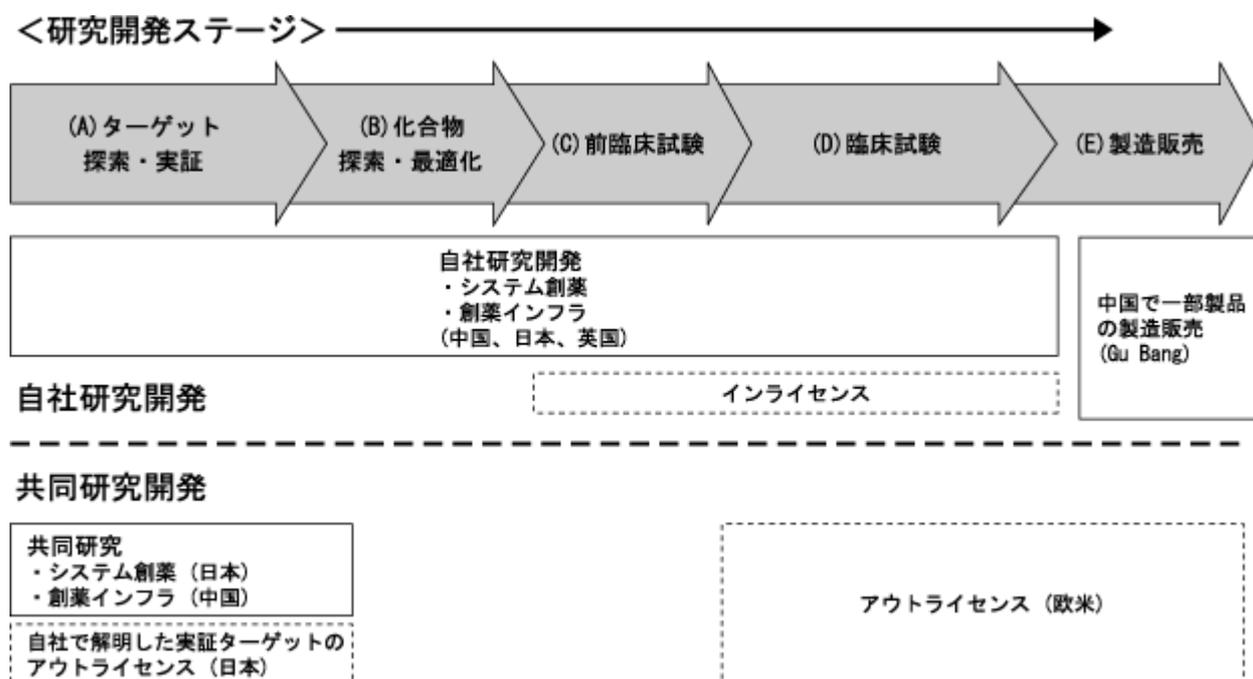
3) 2つの創薬アプローチ

当社グループの創薬活動は、大きく分けて、自社で創薬の実現を進める「自社研究開発」と、外部企業との共同で創薬を進める「共同研究開発」、という2つのアプローチを取っております。また当社グループが関わる創薬段階は、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つに分けられます。

の自社研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して社内で実現しております。また医薬品としての承認を受けた後の(E)製造販売を実現するために、当社グループは中国における製造拠点を確保する方針をとっており、複数の候補から選定を進めております。

の共同研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階での活動に強みがあります。日本では遺伝子ネットワークを活用した研究プロジェクト、中国では先端ゲノム技術を活用して国際的な大手製薬会社との研究プロジェクトを行っております。

< 医薬品開発のための仕組み 2 >



点線で囲まれた項目については、すでに活動を行っておりますが、成約等の実績はありません。

(2) 現在の事業内容

1) 基本創薬活動

当社グループの開発品目構成は以下の通りです。

(医療機器)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
Gu Bang (ゲーバン)	医療機器 (人工骨材料)	承認 (平成18年3月)	中国	

(医薬品)

開発品	適応症等	ステージ	開発地域	備考
F647	放射線性肺炎 (RP)	第2相臨床試験 (平成17年12月開始)	中国	経口 非ステロイド
F647	特発性肺線維症 (IPF)	第2相臨床試験 (平成18年2月開始)	中国	経口 非ステロイド
F351	肝線維症 (肝硬変)	第1相臨床試験 (平成19年12月開始)	中国	経口 非ステロイド

医療機器(商品名: Gu Bang)

(用途)

この医療機器(商品名: Gu Bang)は、人工骨の一種であります。創傷、感染、発育異常および腫瘍切除などの原因による骨欠損や骨折の治療、骨移植、肢体整形などの手術用等、広範な用途に用いることができます。素材はハイドロキシアパタイトと磷酸三カルシウムからなる粉体で、多孔質で自然分解するという性質があります。古い宿主骨に埋め込まれた素材の中で骨芽細胞が増殖し、元の骨とうまく結合し、一定の時間が経つと分解が進み、生命ある新生骨に取って代わります。

伝統的な骨移植手術は自家骨、すなわち患者自身の他の部位、例えば、腓骨、腸骨或いは肋骨などの部位から骨を取り出して、手術の部位に移入する方法ですが、このような方法では患者が二度苦痛を受けなければならず、同時に骨供給部位に恒久的な創傷と障害を与えてしまいます。患者の苦痛を軽減するために、こうした伝統的方法に代わる人工骨材料が求められています。

(技術開発)

Gu Bangは、Shanghai Genomics, Inc.が米国Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.からの技術指導を受け、中国での臨床試験を経て開発したバイオマテリアルであります。

(臨床試験)

骨折手術で骨が欠損骨と繋がらない臨床患者並びに頸椎の前路融合手術の臨床患者に対して投与が行われております。その結果、平成18年3月に中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)から製造販売に関する認可を受け、中国国内で販売を行っております。

肺線維症治療薬(F647: 第2相臨床開発段階)

(用途)

肺および縦隔癌に対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発生し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。Shanghai Genomics, Inc.が中国での権利を有する化合物(F647)は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と痕癢形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与(注射)ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

(臨床開発)

Shanghai Genomics, Inc.に対し中国国家食品薬品监督管理局より臨床試験の実施許可が平成17年5月に得られたのを受けて、同化合物の薬物動態及び人体への安全性を検証するために、第1相臨床試験を実施し、同年10月までに86名の健康な有志による同相の検査項目をすべて終了しております。現在は、(1)放射線性肺炎(RP)治療と(2)特発性肺線維症(IPF)治療の2つの第2相臨床試験に入っております。

肝線維症治療薬(F351: 第1相臨床試験段階)

(用途)

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス(HBV)およびC型肝炎ウイルス(HCV)であります。F351はShanghai Genomics, Inc.で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症もしくは肝硬変を予防または治療する効果が認められております。

中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もあります。

(研究開発)

F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成し国家食品薬品监督管理局の品質検査に合格しております。また前臨床試験では、広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、さらには安全性および吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、平成18年12月に新薬治験申請（IND）を行い、平成19年12月より第1相臨床試験に入っております。

2) その他創薬活動

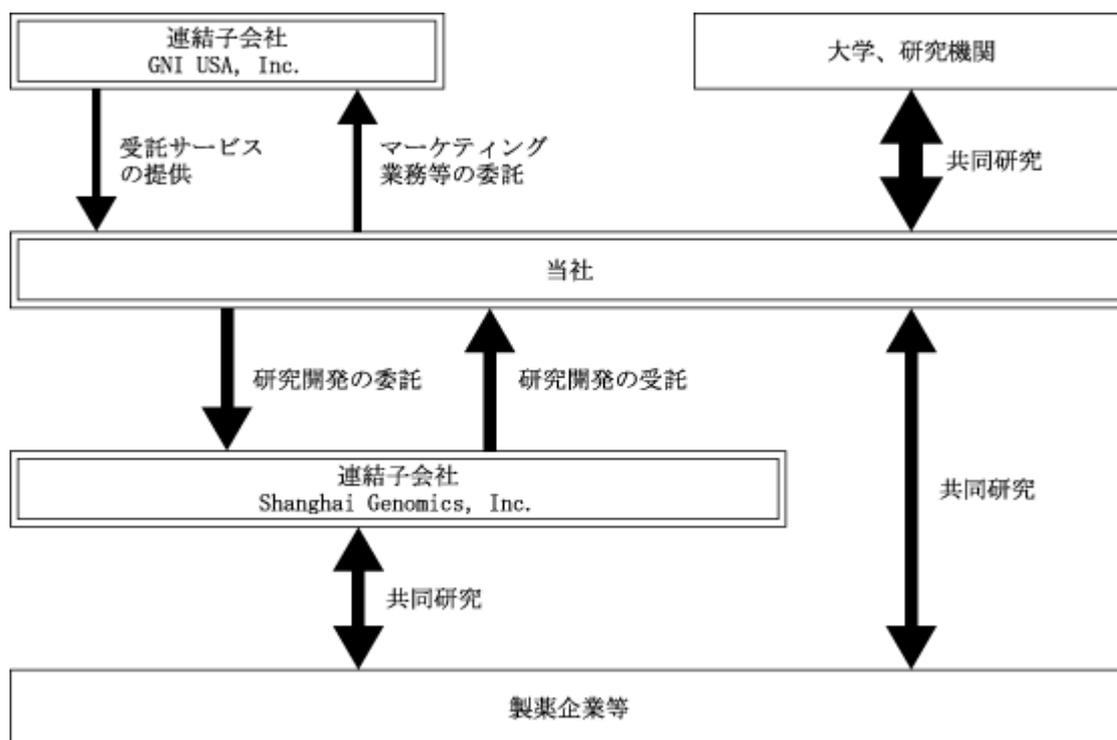
その他創薬活動は、システム創薬活動と創薬インフラ活動の2つの事業活動で構成されています。

システム創薬活動は、当社グループのコア技術である遺伝子ネットワークを用いた研究活動であります。ゲノム創薬においてはターゲット遺伝子の実証実験が重要であります。実験においては、ターゲット遺伝子から実際にタンパク質を発現させて様々な実験を行い、病態モデル動物を用いて疾患との関係を明らかにするとともに、精製・結晶化することで立体構造を確認して医薬品となる化合物設計が実施されております。昨今はターゲット候補が多く存在するため、このような実証実験のコストが増加しております。遺伝子ネットワークを活用することで、多数のターゲット候補を少数に絞込むことが可能になるため、ターゲット実証実験の負荷軽減が期待されております。このシステム創薬活動は、主に当社の中でも福岡創薬解析センターとケンブリッジ大学の研究者との共同作業によって行われております。

一方、創薬インフラ活動は、主に中国においてShanghai Genomics, Inc.が保有する先端ゲノム技術を用いて、当社グループ内での医薬品開発又は外部との共同開発を支援する活動であります。先端ゲノム技術を活用したタンパク質発現・精製技術、アッセイ系構築技術を用いて、現在複数の国際的製薬企業（N.V. ORGANON等）との共同研究を実施しております。

さらに、当社グループ内での医薬品開発のために、基礎研究から開発までを一貫して実現可能なプロセスを構築しております。例えば遺伝子ネットワークをベースにしたシステム創薬活動で解明されたターゲット遺伝子について、Shanghai Genomics, Inc.においてタンパク質発現を行い、その生成したタンパク質を英国ケンブリッジ大学並びにShanghai Genomics, Inc.において各種の実証実験を行い、さらにShanghai Genomics, Inc.において前臨床試験や臨床試験の段階へと進めることが可能であります。こうした創薬プロセスは、外部の製薬会社とも共同開発の形で実施することが可能であります。なお、現時点での当社グループの主な売上は、その他創薬活動に基づくものであります。

当社グループ各社と前述の事業活動の関連は以下に示すとおりであります。



<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

DNA、RNA、遺伝子発現

生命活動の維持は、遺伝情報を担うDNAと遺伝情報が発現したタンパク質によってなされている。遺伝情報であるDNAの情報は複製（replication）されることにより、親から子へあるいは細胞から細胞へと伝えられる。また、細胞内ではDNA上の特定の遺伝子の部分がタンパク質に翻訳（translation）されて、細胞としての働きが維持される。4種類の文字からなるDNAの文字列を20種類の文字からなるタンパク質の文字列に変換することを翻訳と言い、コドンと呼ばれるDNAの3文字を単位としてアミノ酸1文字に変換される。64種類のコドンと20種類のアミノ酸及び翻訳停止信号を対応づけるのが遺伝暗号（genetic code）である。この変換の際に、DNAの情報は直接タンパク質に翻訳されるのではなく、いったんRNA（ribonucleic acid）に転写（transcription）され、RNAからタンパク質に翻訳される。RNAには、転移RNAやリボソームRNAなど異なる役割をするものも存在するが、ここでRNAを特にメッセンジャーRNA（mRNA）という。通常は遺伝子産物が生じること、すなわち転写あるいは翻訳が起こることを遺伝子発現と呼ぶ。

HBV

B型肝炎ウイルス（Hepatitis B virus）。肝炎を引き起こす6種類の原因ウイルスのひとつでB型肝炎を引き起こす。HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。

HCV

C型肝炎ウイルス（Hepatitis C virus）。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝臓へと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

HTS（ハイスループットスクリーニング）

医薬品の標的（ターゲット）となるタンパク質が解明された場合、当該ターゲットタンパク質の機能を制御しうる低分子化合物（ヒットと言われる）の探索が必要になる。数十万から数百万種の化合物からヒット化合物を高速に探索する装置、方法をHTSという。

IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

DNAチップ

DNAを配置したマイクロアレイのこと。（マイクロアレイの項を参照）

RNAi, siRNA

RNAi（RNA干渉）は、二本鎖RNA（dsRNA）がその相補的な塩基配列を持つmRNAを分解して遺伝子の発現抑制を引き起こす現象で、研究の分野においては遺伝子が持つ細胞内の機能を解析するのに利用されている。siRNAはRNAiを引き起こす21～23塩基のdsRNAの総称でsmall interfering RNAを略したものである。哺乳動物の細胞ではウイルス感染を防ぐ様々な防御機構があり、ウイルスが感染する（細胞中にウイルスのdsRNAが入り込む）とインターフェロンの応答を誘導し、翻訳の全体的な非特異的抑制を引き起こし、アポトーシス（細胞死）を引き起こす。しかしDICERと呼ばれる酵素によって分解された小さなdsRNA、すなわちsiRNAならば哺乳細胞においても細胞死を引き起こすことなく遺伝子の発現抑制ができることが発見され、siRNAは望ましいRNAiのエフェクターとされるようになった。

VEGF（ヒト血管内皮細胞増殖因子）

1983年 Ferrara らにより発見された血管内皮細胞に特異的な増殖因子で、血管の内側にある内皮細胞の受容体に結合して増殖を促す。胎児期や癌の転移の際の血管形成時にも関与している。

アウトライセンスとインライセンス

保有する知的財産の使用許諾を他社に供与することをアウトライセンスと言う。逆に他社が持つ知的財産を自社で使用するためにその知的財産の使用許諾を受けることをインライセンスと言う。

アッセイ

実験的に行われる検定法、測定法、分析等の全般をさす。使用例としてassay method〔試験法〕、yeast assay〔酵母試験法〕、enzymatic assay〔酵素的試験法〕等がある。

アルゴリズム

問題を解くための手順、算法、特にコンピュータ上で問題を解くための手順に対して用いられる用語。1つの問題を解くアルゴリズムは複数存在する場合が多い。入力データの大きさに対する手順数と必要なメモリ量で評価される。アルゴリズムを工夫することにより劇的に計算時間を短縮できる場合があり、より性能の良いアルゴリズムが常に求められている。

遺伝子ネットワーク

遺伝子ネットワークとは、遺伝子間の因果関係を発現レベル（すなわちメッセンジャーRNAのレベルの反応として検知）で可視化し解明する解析技術。従来の創薬に比べて疾患に対する治療効果が高かつ副作用の少ない医薬品を生み出す「システム創薬」を可能する。

遺伝子発現と遺伝子発現プロファイル

DNA配列として記録されている遺伝子が転写・翻訳を経てタンパク質に合成されることを遺伝子発現と言う。マイクロアレイによりこの遺伝子発現を転写物（mRNA）のレベルで観測したデータを遺伝子発現プロファイルまたは遺伝子発現データと呼ぶ。

基本創薬活動

当社グループが独自に開発、若しくは外部からライセンスを受けた創薬候補化合物について、臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を実行するという創薬の基本的な活動である。

ゲノムとゲノム創薬

ゲノム(genome)は遺伝子(gene)+全体(ome)である。生物が生命活動を行なうために必要な全遺伝情報のことを指す。4種類の塩基(アデニン、チミン、グアニン、シトシン)から構成される。ゲノム創薬とはこのゲノムの情報を利用して疾患の原因を分子レベルで追求し、より最適な創薬ターゲットを明らかにし、新薬開発に結びつけることである。従来の薬剤開発は経験則や、限られた情報を基に化合物のスクリーニング、リード化合物の導出と最適化、臨床試験という流れで、長い開発時間を要するのと、ターゲット遺伝子が最適かどうか分からないといった欠点があった。

酵母(イースト)2ハイブリッド法

多くのタンパク質は機能を発揮するために他のタンパク質と複合体を形成する。この複合体形成に関与するタンパク質間相互作用を酵母内で検出する実験系を指す。

サイトカイン

細胞から分泌される細胞間の相互作用を媒介するタンパク質。多種類のサイトカインがあるが特に免疫、炎症に関係したものが多く、元来、細胞という意味の「サイト」と、作用因子という意味の「カイン」が語源。また細胞の増殖、分化、細胞死、あるいは創傷治癒などに関係するものがある。

作用パスウェイ

一般的に薬は標的となる生体内の特定のタンパク質などとの反応後、その標的に依存する他の物質などに連鎖的に反応が伝達されていき、その経路を通ることで薬効を示す。その際の薬剤の作用が伝達される物質や反応の経路を作用パスウェイと呼ぶ。

作用機序(作用メカニズム)

薬剤が疾患を治したり、または和らげたりする仕組みのこと。薬剤の作用メカニズムは明らかになっていないものが多く、そのため予想外の副作用をもたらすことがある。薬剤の分子レベルでの作用メカニズムを解析することは薬剤開発において重要課題の一つであり、遺伝子ネットワーク解析はその方法の一つである。

システム創薬活動

システムバイオロジー技術を活用した創薬活動のこと。当社グループでは、自社独自に、若しくは外部の製薬企業と共同で、遺伝子ネットワーク技術を活用してターゲット遺伝子(または既存化合物の作用のメカニズム)を解明または、未知の遺伝子に関する機能推定などを行なう活動である。

システムバイオロジー

生命現象をシステムとしてとらえ解析しようとする立場を取るバイオインフォマティクスの一分野。一般に代謝反応や細胞内のシグナル伝達及び転写制御などの細胞内現象をネットワークとして捉えコンピュータによるシミュレーションや発現データからネットワーク解析などを通して生命現象を解き明かすことを指す。

創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す。線維化が広範囲に及ぶと死に至る。

前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験。前臨床試験は動物（マウス、イヌ、ネコ、サルなど）による試験で、臨床試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験（フェーズⅠ）、第2相臨床試験（フェーズⅡ）、第3相臨床試験（フェーズⅢ）の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、製造販売申請を行ない、厚生労働省から承認されれば上市される。

創薬インフラ活動

当社グループ独自で、若しくは外部の製薬企業に対して、タンパク質発現や精製等の生物学的実験、前臨床試験などを実施する活動である。

創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。

創薬ターゲット(製薬ターゲット)

医薬品が疾患の治療効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。

低分子化合物

分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

特発性肺線維症（IPF）

IPFは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

ノックアウトとノックダウン

遺伝子破壊(ノックアウト)と遺伝子発現抑制(ノックダウン)に区別される。目的とする遺伝子を破壊もしくは発現抑制すること、または、その技術を指す。ランダムに破壊する方法と、任意の遺伝子を破壊する方法がある。前者では紫外線などの高エネルギーの電磁波を照射する方法、後者にはRNAi法（siRNAまたはベクターを細胞内に導入することで任意の遺伝子の抑制を行なう）等がある。

バイオインフォマティクス

生物学と情報科学の境界領域の学問分野を言う。分子生物学ではDNA配列や遺伝子発現プロファイルなどの大量なデータが登場し、そこから効率的な研究を行うためにコンピュータの助けが必要になった。コンピュータを駆使するには情報科学の知識が必須であったため、両者の境界領域がバイオインフォマティクスとして発達した。

バリューチェーン（価値連鎖）

ビジネスの上流から下流までの企業価値を創造するプロセスのこと。創薬プロセスにおいては、上流に位置するゲノム情報に基づく遺伝子ターゲティングから、医薬品候補物の探索、その後の臨床開発・申請・販売へと続くプロセスのこと。

非ステロイド

ステロイドは、ある種の4つの環からなる骨格構造を持つ化合物の総称で、膜脂質の構成成分であるコレステロールや性ホルモンなどのステロイドホルモンがある。ある種のステロイドホルモンは抗炎症剤としても用いられているが、副作用の問題がある。非ステロイドは、「ステロイドではない薬剤」と言う文脈でよく用いられる。抗炎症剤としてはアスピリンやCOX2阻害剤などが非ステロイド剤である。

ヒト血管内皮細胞

ヒトの血管の内表面を構成する扁平で薄い細胞で、これが層になり血液の循環する内腔と接している血管内皮を形成している。生体防御にかかわる様々なサイトカインを生成することが知られている。血管の収縮弛緩反応や血栓形成予防のために大切な機能を司っている。

ペプチドライブラリー

創薬標的などの標的分子に結合しうる多くのペプチド候補を収集し、整理したもの。

放射線性肺炎（R P）

R Pは、Radiation-induced Pneumonitis の略。大量の放射線（約8Gy以上）の外部被ばくで発症する肺炎。肺の炎症、急激な肺活量の低下、血液の酸素飽和度の低下などをもたらす。

マイクロアレイ

ガラスやシリコン製の小基盤上にDNA分子やタンパク質を高密度に配置（アレイ、array）したものである。マイクロアレイを用いると数千から数万種といった規模の遺伝子発現を同時に観察することができる。

リード化合物

創薬ターゲットが解明された後、それを阻害または活性化させる低分子化合物を膨大な化合物データベースや新たに合成された化合物群の中からHTSなどで選ぶ（スクリーニング）。このスクリーニング過程で見つかる最もよい薬理活性を示す低分子化合物のことをリード化合物という。リード化合物はさらに高い薬効、かつ安全性を備えた物質に修飾され（リード化合物の最適化）、最終的に創薬候補化合物となる。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
(連結子会社) Shanghai Genomics, Inc. (注)1.、2.、3.、4.	中国 上海市浦東新区	76,500,000 人民元	創薬開発並びに生物化学的実験等の請負	100.00	中国における臨床試験及び医薬品の開発。役員兼任3名(当社役員3名)
GNI USA, Inc.	米国 カリフォルニア州サンノゼ市	201,000 USDoll	創薬事業のマーケティング	100.00	米国における当社事業のマーケティング。役員兼任1名(当社役員1名)

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. Shanghai Genomics, Inc.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 206,853千円
(2) 関係会社売上高 219,843千円
(3) 経常損失 107,479千円
(4) 当期純損失 107,501千円
(5) 純資産額 684,759千円
(6) 総資産額 797,452千円

なお、Shanghai Genomics, Inc. の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日（平成20年3月31日現在）で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 当社は、Shanghai Genomics, Inc. を100%子会社化するため、平成19年8月、持分の追加取得をしました。持分取得の相手会社の名称

上海創業投資有限公司(13.29%)
上海張江高科技園區開發股? 有限公司(9.97%)
取得する持分の取得価額
取得価額 477,874千円(3,000万人民元)
支払資金の調達および支払方法

自己資金にて賄い、平成19年8月1日に一括で銀行口座に振り込みました。

4. Shanghai Genomics, Inc. 社は、平成19年12月21日に521,529千円(3,350万人民元)の第三者割当増資を実施し、全額当社が引き受けております。

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
全社共通	122 (8)
合計	122 (8)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社及び連結子会社は、創薬事業会社として同一セグメントに属する事業を行っているため、従業員数は全社共通としております。

(2)提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25	39.5	2.1	8,000

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)を記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

回復が続くと予想された平成19年（2007年）度の日本国内の景気動向は、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速や株式・為替市場の変動、原油価格の高騰等から、下振れリスクが高まりました。景気先行きについては今後も慎重にならざるを得ない状況で、株式市場、特に新興株式市場は、金融市場の大きな変動に多大な影響を受けました。

一方、我が国のバイオベンチャー企業の企業数は増加傾向にあり、昨年から今年にかけてバイオ創薬企業の新規株式公開が再開され、当社は平成19年8月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。バイオベンチャー企業一般に、今後とも厳しい経営環境が続くと予想されますが、事業の進展が明確になるにつれて、再び市場に注目が集まるものと思われま

す。当社事業においては、炎症に関連する重要な新規制御因子の同定に成功し、中国におけるがん治療の標的遺伝子に関する特許取得も果たしました。また、当社における重要な化合物のひとつであるF351（肝線維症の治療薬）が、中国特許庁より特許を取得し、中国において第1相臨床試験を開始するなど、順調に推移しております。また、前年に続き、遺伝子ネットワーク技術や先端ゲノム技術を利用して、複数の大手製薬企業との共同研究プロジェクトを日本及び中国で実施しています。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高273,588千円（前年同期比10.4%増）と順調に推移しました。一方、中国での治験費を始めとする研究開発費の増加、内部管理体制構築のためのコンピュータ関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、営業損失は1,285,052千円（前年同期は営業損失914,683千円）、経常損失は1,279,451千円（前年同期は経常損失922,690千円）及び当期純損失は1,279,454千円（前年同期は当期純損失933,845千円）となりました。

所在地別セグメントで見ますと、日本における売上高は66,735千円（前年同期比35.8%減）、営業損失は1,028,060千円（前年同期は営業損失881,854千円）となりました。中国の売上高は206,853千円（前年同期比43.8%増）、営業損失は270,806千円（前年同期は営業損失35,659千円）となりました。米国では当社グループのマーケティング活動などを行っており、営業利益は483千円（前年同期比20.0%減）でありました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ1,141,806千円減少し、1,142,865千円（前年同期比50.0%減）となりました。当連結会計年度のキャッシュフローの概況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュフローは、1,031,582千円の資金の減少（前年同期は780,939千円の減少）となりました。主要な減少項目は税金等調整前当期純損失1,280,392千円であり、主要な増加項目は減価償却費68,190千円、のれん償却額117,780千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュフローは、786,821千円の資金の減少（前年同期は186,191千円の減少）となりました。これは主に、Shanghai Genomics, Inc.の持分の追加取得のため477,874千円を支出したことと、245,925千円を6ヶ月定期預金に預け入れたことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュフローは、717,841千円の資金の増加（前年同期は1,854,391千円の増加）となりました。これは主に公募増資による株式の発行収入792,972千円を計上したことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2)受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3)販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
研究開発収入等	273,588	+10.4
合計	273,588	+10.4

(注)1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Guangzhou Dashan Chemicals Imp. & Exp. Co., Ltd.	-	-	52,346	19.1
株式会社DNAチップ研究所	31,350	12.7	35,650	13.0
N.V. Organon	-	-	32,272	11.8
Eli Lilly and Company	33,378	13.5	29,126	10.6
富山化学工業株式会社	62,198	25.1	-	-

なお、当連結会計年度の富山化学工業株式会社、並びに、前連結会計年度の Guangzhou Dashan Chemicals Imp. & Exp. Co., Ltd. 及び N.V. Organon については、当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境を、次のように捉えております。

(1) 事業環境の変化

ポストゲノム時代と称され、ゲノム創薬、遺伝子治療、テーラーメイド医療などゲノム情報を活用した新たな治療法や治療薬に対する期待感が高まっております。

その背景として、90年代に発売された製薬企業各社の薬剤が2010年前後に相次いで特許切れを起こすという、いわゆる「2010年問題」が存在します。製薬企業は、今までの主力大型新薬依存型の収益構造を速やかに変革しなければならないと同時に、後継新薬の早期開発が求められております。これは国内のみならず、欧米の製薬企業でも同様の状況です。

一方で短期的には、薬価改定によって大幅な薬価の引下げが行われ、国内医療用医薬品市場の成長は鈍化の兆しを見せております。製薬企業では将来の収益源を確保するために、新薬の効率的開発が急務になっております。しかし、新薬開発に有効な手段と考えられているゲノムの研究手法においては、従来の化合物探索に加えて、ターゲット探索等のプロセスが追加されることでコストが非常に高くなり、研究開発費用が年々上昇を見せています。またコストが大きい割には、未だ大きな成果が出ていないのが実情です。

さらに、高額の研究開発費をかけて臨床試験の段階に到達しても、副作用によって治験がストップしてしまうという例が後を絶ちません。この副作用リスクの高まりから、リスク回避傾向が強まり、全く新しいメカニズムを持つリスクの高い新薬よりはすでに承認を得ている既存薬を別な疾病への適用で再度申請する事例が増えております。

(2) 当社グループを巡る経営課題

当社グループにとっての対処すべき課題として、以下のように考えております。

1) F647、F351の中国における治験の進捗

当社グループは「アジアに多い疾患の医薬品開発」というビジョンを掲げて、まず、中国でF647の治験を開始し、現在、第2相臨床試験を行っております。また、F351も、第1相臨床試験が進んでおります。これらの創薬候補物の治

験を着実に進めて行くことが、当社グループが事業を発展させて行く上で重要と考えております。

2) 中国における製造販売体制の構築

当社グループは、現在臨床段階にある医薬品候補化合物（F647 やF351）が中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）に承認された場合、中国において医薬品を製造販売する予定ですが、その製造承認を得るためには、医薬品の製造及び品質管理に関する基準であるGMP 承認レベルの信頼性の高い製造設備を自社で準備する必要があります。このため、F647の上市の時期を見据えて、製造設備への投資、販売網の構築等の準備を進めることが、今後の大きな課題となります。

この課題を解決し、当社の将来の事業展開に必要な製造拠点を確保する目的で、当社は平成20年5月19日開催の取締役会において、上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得（子会社化）に関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。

3) ライセンス（イン/アウト）交渉の推進

当社の医薬品パイプラインを充実させて行くために、自社開発に加えて外部からのライセンシングに注力していく必要があります。また当社グループの保有するパイプラインの中でPOC（概念実証）が取れたものは、製薬会社と交渉することになると考えています。

4) 日本での臨床開発体制の構築

当社グループは、将来F351の日本市場への導入を目指しています。そのための体制を将来構築し、日本での前臨床試験、臨床試験を進めることが課題となります。

5) 遺伝子ネットワークや先端ゲノム技術による共同研究の拡大

当社グループが保有する遺伝子ネットワークや先端ゲノム技術等を活用して、さらなる大手製薬企業との共同研究プロジェクトの獲得を目指します。こうした活動は、当社の将来価値を拡大するものと考えています。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成20年3月31日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 沿革について

当社は創薬の実現を目的として、平成13年11月に、当初米国法人Gene Networks, Inc.の日本法人として設立された会社であります。従いまして、当社グループは会社設立からの社歴は6年と短い会社であります。そのため、業績推移等の財務データが得られず、また新規研究開発プロジェクトの影響も大きく、過年度の財政状態及び経営成績だけでは当社グループの業績を予測するための資料としては不十分な面があると考えられます。

2. 設立以来の業績について

当社の過去の業績は、以下のとおりです。

(1) 連結経営指標

区 分	第3期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	第4期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	第5期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
売上高(千円)	-	-	168,861	247,819	273,588
経常損失(千円)	-	-	632,550	922,690	1,279,451
当期純損失(千円)	-	-	604,226	933,845	1,279,454
1株当たり当期純損失金額	-	-	13円81銭	16円64銭	19円18銭
総資産額(千円)	-	-	2,397,631	3,361,820	2,587,880
純資産額(千円)	-	-	1,990,848	2,984,654	2,384,919
1株当たり純資産額	-	-	38円48銭	47円75銭	33円65銭

(注) 1. 当社は第5期から連結財務諸表を作成しております。

2. 当社はあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標

区 分	第3期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	第4期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	第5期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
売上高(千円)	28,662	25,538	65,446	103,975	66,735
経常損失(千円)	119,307	250,469	424,684	893,275	1,054,621
当期純損失(千円)	47,855	273,147	447,462	892,659	1,053,143
1株当たり当期純損失金額	2円56銭	12円12銭	10円21銭	15円91銭	15円79銭
総資産額(千円)	392,267	535,772	2,327,328	3,317,477	2,975,708
純資産額(千円)	368,827	284,179	2,115,225	3,063,565	2,838,386
1株当たり純資産額	16円37銭	11円18銭	40円89銭	50円32銭	40円4銭

(注) 当社はあずさ監査法人により、第5期及び第6期については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。また、第7期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けております。なお、第3期及び第4期については監査を受けておりません。

3. Shanghai Genomics, Inc.について

当社は、中国上海市に連結子会社Shanghai Genomics, Inc.を有しております。なお同社の業績推移は以下のとおりであります。同社の当社グループにおける重要性は高く、同社の事業の進捗が当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業績推移

区 分	第 3 期 (自平成15年 1 月 1 日 至平成15年12月31日)	第 4 期 (自平成16年 1 月 1 日 至平成16年12月31日)	第 5 期 (自平成17年 1 月 1 日 至平成17年12月31日)	第 6 期 (自平成18年 1 月 1 日 至平成18年12月31日)	第 7 期 (自平成19年 1 月 1 日 至平成19年12月31日)
外部顧客に対する売上高 (千円)	30,898	66,570	101,526	100,419	169,001
関係会社売上高(千円)	-	-	19,285	210,129	260,695
売上高(千円)	30,898	66,570	120,811	310,548	429,697
経常損失(千円)	35,943	62,666	207,432	35,409	30,142
当期純損失(千円)	35,943	62,666	207,432	35,409	30,142
総資産額(千円)	666,192	664,446	554,067	457,052	837,932
純資産額(千円)	563,747	497,463	298,880	281,480	720,595

(注) 1. 数値については平成20年3月31日のレートにより換算しております。

2. 同社の決算は、第3期及び第4期は Shu Lun Pan Certified Public Accountants により、第5期からは KPMG Huazhen Shanghai Branch により、中国法定の監査を受けております。

4. 医薬品の開発リスクについて

当社グループは、中国にて肺線維症治療薬(F647)及び肝線維症治療薬(F351)の治験(臨床試験)を行っております。F647は抗線維形成化合物であり、現在(1)放射線性肺炎(RP)治療と(2)特発性肺線維症(IPF)治療の2つが第2相臨床試験に入っております。一方、F351は新たに開発した化合物で、肝線維症さらには肝硬変を適応症とする第1相臨床試験に入っています。しかし医薬品の開発には多額の開発コストと長期間を要し、また製造承認の時期は不確定であることから、当社グループの経営計画は開発の進捗状況の影響を受けることとなります。そのため、経営計画で当社グループが想定している通りに医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。また、当該2品目の創薬開発につきましては、世界共通の創薬開発のリスクとして、有効性及び安全性の2点について問題が生じる可能性があります。F647は1970年代に開発された物質であり、世界的にも治験が進められ、上記2点のリスクは新規化合物に比べ低いと考えています。また、F351は新規化合物ですが、前臨床試験において安全性を確認しております。さらに上記以外のリスクとしてタイミングの問題があります。すなわち、中国における治験に参加頂く患者を集めることが予定された期間では達成できず、治験期間が延長される場合があります。

なお、製造承認がなければ開発コストは回収できず、また製造承認がおりても、当社グループの経営計画に想定されている目標売上を確保できない可能性もあります。

5. 中国で事業を行うリスクについて

当社グループの活動において、連結子会社である中国Shanghai Genomics, Inc.の比重は小さくないため、当社グループは中国に特有のリスクの影響を受ける可能性があります。

中国政府は、中国経済に影響を及ぼす経済政策等に関わる権限を有しており、その中で中国の医薬品産業は中国政府の厳しい監督管理下での規制下にあります。また、中国における当社グループの活動は中国政府が公布する法律等に従います。これら中国の政策、規制、法律等に変化が生じた場合には、当社グループの経営戦略や事業活動に制約が加えられる可能性があります。

加えて、中国における自然災害、伝染病の発生、政情不安や社会不安などの重大な問題が発生した場合にも、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 競合について

当社グループが開発を進めている肝線維症治療薬(F351)について、直接競合する創薬候補物の存在は確認していませんが、肺線維症治療薬(F647)は日米においてIPF(特発性肺線維症)を適応症とする競合品が存在します。そのためF647は基本的に中国市場に向けた販売を計画しています。また、遺伝子ネットワークについては、現時点で当社グループが知りうる範囲で国内に競合企業は存在しませんが、海外にはターゲットを含むパスイを同定するという技術を持つ企業は存在しており、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 法的規制について

当社グループは、現在医薬品等の研究開発を行っておりますが、その成果に基づき中国で医薬品の製造を行うことを目指しています。この場合には中国の薬品生産監督管理弁法および関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、これらの製造販売には個別の商品ごとに所轄官公庁の承認または許可が必要となります。当社グループの事業は、現時点における中国でのあらゆる法令に適合していると考えております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用及び運用には多くの不確定要素があることは否めず、さらに新たな法令の影響は現時点では不明確です。従って当社グループの事業は、中国当局の現行の法令に関する見解が当社と異なる場合や、中国当局が制定する新たな法令により、影響を受ける可能性があります。

8. 税務上の繰越欠損金について

当社は平成20年3月期末現在、2,687,479千円の多額の税務上の繰越欠損金を有する見込みです。従って当社の業績が順調に推移し、将来的に当期純利益が計上された場合でも、当該繰越欠損金が解消されるまでは課税される税負担はほとんど発生しないと予想されます。また、当該繰越欠損金が解消された以降は税負担が増加し、当期純利益が圧縮されることが予想されます。

9. 事業体制について

小規模組織であること

当社（提出会社）は平成20年3月31日現在で役員9名及び社員数25名の小規模な組織であります。人的・組織的経営基盤の拡充を図るには社歴も浅く、社内における研究開発体制及び社内管理体制も現在はこの規模に応じたものとなっております。したがって、経営陣はもとより、各従業員に業務遂行上の支障が生じた場合やこうした人材が社外流出した場合、代替要員の不在、事務引継手続の遅滞などの理由によって当社の業務に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社は、組織的な経営基盤の強化のため、社員の育成及び拡充を図るなどの対策を行っておりますが、今後当社の業容が拡大した場合、現状のままでは適切かつ十分な人的・組織的対応が出来なくなるおそれがあるため、当社は、今後とも、人員の増強や社内管理体制の一層の充実を図っていく必要があります。

特定人物への依存

代表取締役CEOであるイン・ルオ、代表取締役社長兼CFOである鈴木勲一郎、さらに専務取締役CSOであるジュン・ウーは、当社グループの事業を推進する最高責任者として、経営戦略の策定、研究開発や事業開発の推進において重要な役割を果たしております。

当社グループでは、これらの取締役に過度に依存しない経営体制を築くために、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間はこれら取締役への依存度が高い状態で推移するものと考えております。そのような状態において、これら取締役の当社業務の継続が何らかの理由により困難となった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社グループは研究開発型企業であり、競争力の維持のためにも、専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保は必須であると考えております。しかしながら、計画どおりの人材の確保が行えず、あるいは当社グループの人材が社外に流出する可能性は否定できません。このような状況になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

10. 知的財産権について

当社グループが保有する知的財産権について

当社グループは研究開発活動において様々な特許等の知的財産権を使用しています。これらについては、当社グループは、自ら出願済みであるか、または適法に実施許諾を受けているものと認識しています。しかしながら、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発がなされ知的財産権に基づいて保護された場合、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、出願中の特許が成立しない場合にも一定の事業リスクが発生するものと考えられます。

知的財産に関する訴訟及びクレーム等の対応に係るリスクについて

平成20年3月31日現在において、当社グループの事業に関連した特許等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実を当社グループは認識しておりません。

当社グループは現在、早期の特許出願を優先する方針をとっており、特許出願後において事業展開上の重要性等を考

慮しつつ必要な調査等の対応を実施しております。現時点においては、当社グループ事業に関し、他社が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。もとより、当社グループのような研究開発型企業において、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社グループが第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合、当社グループは弁護士や弁理士との協議の上、その内容に応じて対応策を検討していく方針であります。しかしながら、法的紛争の解決に多大な労力、時間及び費用を要する可能性があり、その場合当社グループの経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の法改正に伴ない、職務発明の取扱いにおいて、労使間の協議による納得性、基準の明示性、当事者の運用の納得性が重視されることとなりました。これを受けて、当社グループでは経営陣と研究開発部門とが協議の上、知的財産管理規程を作成し運用を開始しております。しかしながら、将来かかる対価の相当性につき、紛争が発生し当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

11. 製造物責任のリスクについて

医薬品の設計、開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在しています。当社グループは、将来開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、たとえかかる請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社グループ及び当社グループの医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

12. 遺伝子ネットワーク解析の研究開発リスク

遺伝子ネットワーク解析は新規創薬ターゲットの探索の効率化をもたらす可能性がありますが、先端的研究であるため、未だ世界的にも新薬承認に結びついた例を当社グループは知りえていません。

また、遺伝子ネットワーク解析で得られた創薬ターゲットは厳密にはターゲット候補であり、さらにターゲットの実証実験が必要です。この部分はShanghai Genomics, Inc.との連携が必須です。こうした連携を強化することが今後の大きな課題であると共に、リスクでもあります。

13. 資金使途について

当社グループが平成19年8月30日に公募調達した調達資金は、主として平成21年3月期までの医薬品研究開発費を主とする運転資金に充当しております。資金需要が発生するまでの間は、現金、普通預金ないしは、定期預金で運用しております。

なお、バイオテクノロジー業界において当社グループを取り巻く経営環境の変化は激しく、新たな技術革新や新規参入者等により当社グループの事業環境に大きな影響を受ける可能性があることから、現在計画している研究開発投資から必ずしも期待した効果を得られる保証はなく、その結果、当社グループが計画する収益をあげられない可能性があります。

14. 新株予約権等について

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。この制度は、当社グループの役員や当社の従業員に対して業績向上に対する意欲を持たせるものとして有効な制度であると当社は認識しておりますが、係る新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。しかしながら、基本的な計画は潜在株ベースで進めておりますので大きな問題にはならないと考えております。一方、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。

5【経営上の重要な契約等】

当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社について

技術導入契約

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人九州大学、学校法人久留米大学
契約締結日	平成18年7月14日
契約期間	平成18年7月14日から平成21年3月31日
主な契約内容	肝硬変の患者群からの肝臓のプライマリーカルチャー細胞と細胞株を用い、薬剤処理とRNA干渉によるノックダウン処理の遺伝子発現プロファイルデータから薬剤のターゲット遺伝子を同定する。更に同定された遺伝子の発現に關与する遺伝子群を含む一群の遺伝子を対象としてSNP解析を行い、肝硬変患者に対するテーラーメイド医療の薬剤開発のための新技術を確立する。尚、本共同研究契約による弊社と九州大学及び久留米大学の間における金銭の授受は発生しない。

契約書名	Collaboration Agreement
契約先	University of Cambridge
契約締結日	平成19年6月26日
契約期間	平成19年8月1日から平成20年7月31日まで
主な契約内容	ケンブリッジ大学の保有する特許（"Methods for Determining the Response of Cells to VEGF and Uses Thereof" PCT/GB03/00534, "Methods of Diagnosis" GB0400976.7）について商業的活用を目的とした共同研究を行う契約。内皮細胞培養他、共同研究費用として年額401,473を支払う。

2. Shanghai Genomics, Inc.について

共同研究

受託研究契約

契約書名	Agreement for Development Work - 1st & 2nd Amendment
契約先	N.V. ORGANON
契約締結日	平成19年12月18日
契約期間	平成19年11月10日から平成21年5月10日まで
主な契約内容	たんぱく質の構造理解と核内ホルモン受容体アッセイの確立を目的とした受託研究契約。共同研究収益として総額442,000USドルを受領する。

その他の契約

契約書名	Manufacturing License Agreement
契約先	Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.
契約締結日	平成18年4月1日
契約期間	平成19年12月1日から平成20年11月30日（1年自動更新あり）
主な契約内容	材料製造に関するコンサルティング

6【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社グループは、研究開発の重点疾患領域を(i)癌及び(ii)炎症としております。そして、それらの領域におけるターゲットの絞り込みや実証研究の基盤技術になるのが(iii)各種バイオ技術と(iv)遺伝子ネットワーク技術です。当社グループでは、R&D活動の対象を、徐々に創薬プロセスの上流から、より焦点を絞った候補物の発見・開発という下流へと移してきております。こうした具体的かつ薬剤開発に直結する創薬研究により、今後新しい創薬候補物を輩出して行くものと期待されます。

研究開発部門に所属する人員は平成20年3月31日現在、69名です。うち、7名が日本、62名が中国で研究活動を行っており、平成20年3月期において研究開発費の総額は465,597千円であります。なお、当社グループは遺伝子ネットワークによる創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っているため、事業の種類別セグメントの該当事項はありません。

臨床開発として、肺線維症治療薬(F647)では、2つの適応症の臨床試験を行っております。(1)放射線性肺炎(RP)は、中国で平成17年12月より第2相臨床試験を開始しております。また(2)特発性肺線維症(IPF)については、中国で平成18年2月に第2相臨床試験を開始しております。なお、肝線維症治療薬(F351)については、中国で平成19年12月に第1相臨床試験を開始いたしました。

(2) 具体的な研究開発活動

現在主要なR&D活動は、以下の各領域に投入されております。

1) がんと炎症領域での新規阻害剤の開発

遺伝子から薬剤開発にいたる統合されたR&Dプラットフォームによって、がんや炎症に関連する数種のキナーゼターゲットを同定してきております。焦点を絞った創薬化学や数々のスクリーニングプラットフォームに基づき、多くの低分子阻害剤が設計されております。また当社グループは、がんのターゲットに対する強い阻害活性を有するいくつかのヒット化合物を同定しております。そして、それら阻害剤(新規誘導体)の新規性と特許性を確保し、かつ高い活性や選択性を得るために、さらなる構造機能解析を進めております。その中で、数種のリード化合物はサイクリン依存性キナーゼ(がん化に関連する鍵酵素)の活性を強く阻害することが示されております。

さらに、10以上のがん細胞株を用いた試験研究は、それらリード化合物が、特に肺がん細胞と肝がん細胞の成長を阻害し、がんの細胞死を誘導することを示しております。リード化合物の最適化とさらなる試験研究に加え、それら化合物の動物モデルでの有効性を評価するために、リアルタイムのヒトがん追跡システム(Xenogen社製のin vivo生物発光システム)を社内に構築しております。また、それらリード化合物のADME/T(吸収、分布、代謝、排泄、毒性)の動物試験が、薬理プロファイルを評価するために自社で実施されております。こうした統合化され焦点が絞られた創薬開発は、当社グループのパイプラインの長期にわたる成長を担保し、将来にわたるパートナーとの共同研究能力を強化するものと考えられます。

2) がん治療に関連するバイオマーカや治療マーカの同定

薬剤開発過程での失敗率を低下させるために、製薬企業は薬剤マーカや治療マーカの同定に強い興味を持っております。がん研究プログラムは、がんに関連するバイオマーカや治療マーカの同定において着実な成果を上げてきております。例えば、有名な科学雑誌での発表や当社グループの特許ポートフォリオなどによって示されております。また、当社グループは中国特許庁から2007年に、ULBP4、ULBP5そしてULBP9/10として知られるがん関連バイオマーカの3つのPCT出願特許について、中国国内での特許を取得しております。さらに、がん治療に関連するバイオマーカや治療マーカの同定研究を促進するため、当社グループは中国国内の多くの病院と協力し、現在までにヒトがん組織とその周辺の正常組織からなる1,100を越える組織を収集しております。

3) 西欧の製薬企業との共同研究開発

当社グループの統合されたR&Dプラットフォームと生物資源プログラムにおける専門知識の結果、ロッシュやオルガノ(現在Schering Ploughの一部)を含む主要な製薬企業やバイオ企業は、当社グループとR&Dプログラム加速するため共同研究を進めており、かつそれら世界的な企業数は増加しています。特に鍵となるターゲット遺伝子の破壊実験や機能解析の領域において、R&D能力とプラットフォームを継続的に強化しております。当社グループは、常にパートナーに満足していただくソリューションを提供しており、そのことは当社グループがパートナーと長期にわたる協力関係を築く上で決定的に重要な意味を持っております。

4) 共同開発パートナーからのリード化合物の前臨床段階での評価とIND可能性試験

ヒトでの安全性と有効性の確認(POC: 概念実証)を得ることの重要性を考慮し、多くの製薬企業は開発段階でのリスクを減少させ、開発速度を速めるために共同研究を強化しています。当社グループの経験豊富な前臨床、薬事、臨床試験チームは、そのようなPOC試験のためにパートナーと、化合物ポートフォリオについて議論し評価するための十全な体制を整えています。特定のヒト疾患について、候補化合物の開発をさらに進める可能性を評価するため、当社グループは毒性、薬物動態、薬理試験を含め、鍵になる動物実験を行っております。当社グループは、がんと炎症領域、特に肺や肝臓疾患に焦点を絞り、共同開発により当社グループの創薬パイプラインを充実させようとしております。

5) 遺伝子ネットワークによるターゲット探索

当社グループのシステム創薬事業は、遺伝子ネットワークに関する研究開発の成果を利用しております。従来からよくある試行錯誤による創薬ターゲット遺伝子の探索ではなく、遺伝子ネットワーク情報に基づく創薬ターゲット遺伝子の探索という合理的なシステム創薬を提供しております。当社グループでは自社で行ったマイクロアレイ実験に基づいた遺伝子発現データから遺伝子ネットワークを計算し、分析に利用しております。

当社グループの遺伝子ネットワークの特徴は、当社グループ内で一貫した方法論に基づくゲノム実験によるデータを利用しているため未知の関係が見出せる可能性があること、遺伝子ネットワークのニーズにあった細胞を選択していること、着目した遺伝子の周辺(上流や下流にある遺伝子)が網羅的に見えるため創薬ターゲットにした遺伝子の影響を推定できること、遺伝子の周囲遺伝子との関係を見ることができると、遺伝子機能を総合的に判断することができること、などです。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積り及び判断を行っております。また、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は『第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当社グループは創薬企業グループであります。医薬品開発が上市に至るまでには膨大な研究開発費が必要となります。当社グループは、医薬品開発をコスト優位性のあるグループ内で実施しておりますが、必要に応じて最適な相手とアライアンスを組み、外部資源を有効活用することによっても資産効率を上げております。また、主として長期借入れ及び株式の発行により資金調達しており、これら資金を研究開発、運転資金等に充当しております。

当連結会計年度における総資産は2,587,880千円(前年同期比23.0%減)であり、負債は202,961千円(前年同期比46.2%減)、純資産は2,384,919千円(前年同期比20.1%減)であります。総資産及び純資産の減少は、公募増資による資金調達がありましたが、主に当連結会計年度において1,279,454千円の当期純損失を計上したことによります。総資産のうち、流動資産は1,655,983千円(前年同期比37.8%減)、固定資産は931,897千円(前年同期比33.5%増)であります。現金及び預金が総資産の53.5%(1,385,405千円)を占めております。

また、現金及び現金同等物のうち、営業活動による資金の減少は1,031,582千円(前年同期は780,939千円の減少)となりました。主要な減少項目は、税金等調整前当期純損失1,280,392千円であり、主要な増加項目は減価償却費68,190千円、のれん償却額117,780千円であります。投資活動による資金の減少は786,821千円(前年同期は186,191千円の減少)となりました。これは主に、Shanghai Genomics, Inc. の持分の追加取得のため477,874千円を支出したこと、245,925千円を6ヶ月定期預金に預け入れたことによります。財務活動による資金の増加は、717,841千円(前年同期は1,854,391千円の増加)となりました。これは主に、公募増資による株式の発行収入792,972千円を計上したことによります。結果として、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ、1,141,806千円減少し、1,142,865千円となりました。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度は、中国で、特発性肺線維症(IPF)治療薬 F647 と放射線性肺炎(RP)治療薬 F647 の第2相臨床実験をそれぞれ進めています。肝線維症治療薬 F351 についても、第1相臨床試験を実施しています。

また、前年に続き、遺伝子ネットワーク技術や先端ゲノム技術を利用して、複数の大手製薬企業との共同研究プロジェクトを日本及び中国で実施しています。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高273,588千円（前年同期比10.4%増）と、増収を達成することができました。一方、主に中国での研究開発活動の拡充に伴い研究開発費が増加したことにより、営業損失は1,285,052千円（前年同期は営業損失914,683千円）、経常損失は1,279,451千円（前年同期は経常損失922,690千円）及び当期純損失は1,279,454千円（前年同期は当期純損失933,845千円）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中における設備投資の総額は65,999千円となりました。

主なものは研究用機械及び装置購入と、遺伝子ネットワーク解析ソフト購入及び本社事務所の設備・什器・家具購入であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1)提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	
本社	東京都千代田区	統括業務施設	6,905	7,145	14,051	15
創薬解析センター	福岡県福岡市早良区	研究開発用製造器具備品	2,885	9,297	12,183	10

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 本社及び創薬解析センターは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料 (千円)	床面積	賃借先
本社	東京都千代田区霞が関	16,624	199.74㎡	三井不動産株式会社
創薬解析センター	福岡県福岡市早良区	4,336	120㎡	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

(注) 当社は平成19年5月21日に本社を東京都千代田区霞が関に移転しております。

3. 上記の他、主要な賃借ないしリース設備として、以下のものがあります。

設備の内容	設置場所	リース期間	年間リース料 (千円)
研究開発用IT設備 (スーパーコンピュータ)	渋谷データセンター (東京都渋谷区)	36ヶ月	6,163
統括業務用IT設備 (業務・経営管理システム)	渋谷データセンター (東京都渋谷区)	36ヶ月	29,150

4. 渋谷データセンターは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料 (千円)	賃貸内容	賃借先
渋谷データセンター	東京都渋谷区	17,945	サーバーラック	シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社

5. 金額には消費税等は含まれておりません。

(2)在外子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具器具 備品 (千円)	合計 (千円)	
Shanghai Genomics, Inc.	本社 (中国 上海)	統括業務施設 研究開発用 設備	5,352	77,463	11,625	94,441	92(4)
Shanghai Genomics, Inc. (Beijing Office)	営業所 (中国 北京)	器具備品	-	-	500	500	3(-)
Shanghai Genomics, Inc. (Zhengzhou Office)	営業所 (中国 鄭州)	器具備品	-	-	101	101	2(2)
Shanghai Genomics, Inc. (Tianjin Office)	営業所 (中国 天津)	器具備品	-	-	50	50	- (2)

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 在外子会社本社及び営業所は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料 (千円)	床面積	賃借先
Shanghai Genomics, Inc.	中国 上海	23,903	3,091m ²	Shanghai (z.j) Hi-tech Park development Co., Ltd
Shanghai Genomics, Inc. (Beijing Office)	中国 北京	1,439	123m ²	Lifen Cheng
Shanghai Genomics, Inc. (Zhengzhou Office)	中国 鄭州	487	96m ²	Zhengzhou post bureau
Shanghai Genomics, Inc. (Tianjin Office)	中国 天津	185	109m ²	Tianjin Jinxin Property Development Company

3. 臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,881,831	70,881,831	東京証券取引所 (マザーズ)	
計	70,881,831	70,881,831		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議（第1回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年6月29日取締役会決議（第5回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	561(注)1	561
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	561,000	561,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成18年7月1日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年12月6日取締役会決議（第5回新株予約権プランC）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年1月18日取締役会決議（第5回新株予約権プランD）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	100(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年4月15日取締役会決議（第5回新株予約権プランE）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	15(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年4月16日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65 資本組入額 32.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	493(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	493,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議（第6回新株予約権プランA）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,000(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月29日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランB）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	120(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議（第6回新株予約権プランC）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	108(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年11月22日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	664(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	664,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成20年1月21日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	286(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

[次へ](#)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議（第7回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年6月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第8回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	55(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月3日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第9回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	35(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。

「権利行使可能数」とは、平成18年7月27日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	8(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月18日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第11回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	35(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第12回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年1月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第14回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月13日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	4(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第16回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年5月15日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付と契約に定めるところによる。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	10(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年9月19日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年9月20日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月28日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年11月16日取締役会決議（第19回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年11月17日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年10月21日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	44(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議（第21回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	58(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月14日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議（第22回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	18(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年5月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議（第23回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	27(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年5月15日 至平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときは除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#)

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成15年4月26日 (注1)	14,760,231	14,761,031	-	40,000	-	-
平成15年9月19日 (注2)	5,731,000	20,492,031	157,602	197,602	157,602	157,602
平成15年10月18日 (注3)	2,036,400	22,528,431	56,001	253,603	56,001	213,603
平成17年3月31日 (注4)	2,900,000	25,428,431	94,250	347,853	94,250	307,853
平成17年4月18日 (注5)	2,485,000	27,913,431	80,762	428,616	80,762	388,616
平成17年5月30日 (注6)	8,625,200	36,538,631	150,941	579,557	150,941	539,557
平成17年5月31日 (注7)	4,058,000	40,596,631	223,190	802,747	223,190	762,747
平成17年7月4日 (注8)	6,022,000	46,618,631	331,210	1,133,957	331,210	1,093,957
平成17年8月15日 (注9)	318,200	46,936,831	17,501	1,151,458	17,501	1,111,458
平成18年1月13日 (注10)	2,650,000	49,586,831	185,500	1,336,958	185,500	1,296,958
平成18年2月16日 (注11)	715,000	50,301,831	50,050	1,387,008	50,050	1,347,008
平成18年3月9日 (注12)	1,430,000	51,731,831	100,100	1,487,108	100,100	1,447,108
平成18年4月17日 (注13)	2,150,000	53,881,831	150,500	1,637,608	150,500	1,597,608
平成18年12月1日 (注14)	7,000,000	60,881,831	770,000	2,407,608	770,000	2,367,608
平成19年8月30日 (注15)	10,000,000	70,881,831	414,000	2,821,608	414,000	2,781,608

(注) 1. 株式分割(800:14,761,031)

2. 有償第三者割当

発行価格 55円

資本組入額 27円50銭

割当先 クリティカルテクノロジー号投資事業有限責任組合他15名

3. 有償第三者割当
発行価格 55円
資本組入額 27円50銭
割当先 トランスサイエンス壱号投資事業有限責任組合他 6名
4. 有償第三者割当
発行価格 65円
資本組入額 32円50銭
割当先 バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合他 8名
5. 有償第三者割当
発行価格 65円
資本組入額 32円50銭
割当先 野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合他 3名
6. 有償第三者割当（有利発行）
発行価格 35円
資本組入額 17円50銭
割当先 イン・ルオ、ジュン・ウー
7. 有償第三者割当
発行価格 110円
資本組入額 55円
割当先 DKR Soundshore Oasis Holding Fund Ltd.他 5名
8. 有償第三者割当
発行価格 110円
資本組入額 55円
割当先 Healthcare Partners LP他 4名
9. 有償第三者割当
発行価格 110円
資本組入額 55円
割当先 Yantze Investment Holdings LTD、Investment Portrait LTD
10. 有償第三者割当
発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 ラルクCCP7投資事業組合、Raregold Ltd.
11. 有償第三者割当
発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 九州ベンチャー投資事業有限責任組合

1 2 . 有償第三者割当

発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 UOB JAIC Venture Bio Investment Ltd.他3名

1 3 . 有償第三者割当

発行価格 140円
資本組入額 70円
割当先 Goldman Sachs International

1 4 . 有償第三者割当

発行価格 220円
資本組入額 110円
割当先 Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M他3名

1 5 . 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 90円
引受価額 82.80円
資本組入額 41.40円

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	12	44	25	7	2,955	3,046	-
所有株式数 (単元)	-	736	1,478	17,599	17,151	9,453	24,451	70,868	13,831
所有株式数の 割合(%)	-	1.04	2.09	24.83	24.20	13.34	34.50	100.00	-

(注) 1 . 自己株式400株は「単元未満株式の状況」に含まれております。

2 . 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が21単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジェイビーアールディ アイエスジー エフイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 F LEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部内)	5,555,000	7.84
ヘルスケア パートナーズ ツー エルピー	C/O FCS SUITE 109 DOMINION CENTER 43159 QUEEN'S ROAD EAST HONGKONG	3,830,000	5.40
佐保井 久理須	福岡県福岡市早良区	3,727,600	5.26
イン ルオ	SHANGHAI P.R. CHINA	3,665,600	5.17
ジュン ウー	SHANGHAI P.R. CHINA	3,665,600	5.17
クリティカル・テクノロジー号投資事業有限責任組合	東京都港区芝浦 3-11-13	3,491,031	4.93
モルガン スタンレー アンド カンパニー インターナショナル ピーエルシー (常任代理人 モルガンスタンレー証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND (モルガンスタンレー証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	2,200,000	3.10
CCPバイオ事業8号投資組合	東京都千代田区九段北 1-13-9 北の丸スクエアザ・テラス 2002	2,119,000	2.99
バイオテック・ヘルスケア号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門 4-1-1 虎ノ門 パストラル本館 7F	1,620,000	2.29
シティグループ グローバル マーケッツ インク (常任代理人 日興シティグループ証券株式会社)	388 GREENWICH STREET NEW YORK, N.Y. 10013 U.S.A. (日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング)	1,527,000	2.15
計	-	31,400,831	44.30

(注)1. Goldman Sachs International及びその共同保有者から当事業年度中に大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日 平成20年2月29日)、次のとおり株式を保有している旨報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
Goldman Sachs International (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社)	Peterborough Court 133 F leet Street, London EC4A2BB, U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	182,000	0.26
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木6-10-1	2,150,000	3.03

2. 次の法人から、当事業年度中に大量保有報告書の提出があり（報告義務発生日 平成19年8月31日）、次のとおり株式を保有している旨報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Evolution Capital Management LLC	2425 Olympic Blvd. Suite 120E Santa Monica CA90404 U.S.A.	6,500,000	9.17

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 70,868,000	70,868	(注)1
単元未満株式数 (注)3	普通株式 13,831	-	-
発行済株式総数	70,881,831	-	-
総株主の議決権	-	70,868	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が21,000株(議決権の数21個)含まれております。

3. 自己株式400株は「単元未満株式数」に含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社、当社子会社及び当社の関係会社の役員、従業員及び社外の協力先に対して付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議)(第1回新株予約権)

決議年月日	平成15年6月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1.新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3.新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年6月29日取締役会決議) (第5回新株予約権)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名 取締役 1名 子会社の役員 1名 社外の協力先 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{\text{調整前払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議) (第5回新株予約権プランB)

決議年月日	平成16年7月12日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{\text{調整前払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年12月6日取締役会決議)(第5回新株予約権プランC)

決議年月日	平成16年12月6日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年1月18日取締役会決議)(第5回新株予約権プランD)

決議年月日	平成17年1月18日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年4月15日取締役会決議)(第5回新株予約権プランE)

決議年月日	平成17年4月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{\text{調整前払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議)(第5回新株予約権プランF)

決議年月日	平成17年6月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 37名 社外の協力先 24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

[次へ](#)

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議)(第6回新株予約権プランA)

決議年月日	平成17年7月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランB)

決議年月日	平成17年10月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 2名 社外の協力先 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議)(第6回新株予約権プランC)

決議年月日	平成17年11月21日
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

[次へ](#)

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議)(第6回新株予約権プランD)

決議年月日	平成18年1月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社の従業員 5名 社外の協力先 1社 社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議)(第6回新株予約権プランE)

決議年月日	平成18年4月19日
付与対象者の区分及び人数	従業員 3名 子会社の従業員 3名 社外の協力先 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前払込金額}}{1 \text{株あたり調整後払込金額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、いずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{調整前払込金額}} + \frac{\text{調整前払込金額}}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、払込金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

[前へ](#) [次へ](#)

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議)(第7回新株予約権)

決議年月日	平成18年6月20日
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{既発行株式数} + \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議)(第8回～第17回新株予約権)

決議年月日	平成18年8月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 4名 子会社の従業員 7名 社外の協力先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

[前へ](#)

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年9月19日取締役会決議)(第18回新株予約権)

決議年月日	平成18年9月19日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年11月16日取締役会決議)(第19回新株予約権)

決議年月日	平成18年11月16日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

[次へ](#)

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議)(第20回新株予約権)

決議年月日	平成19年3月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名 子会社の従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議)(第21回新株予約権)

決議年月日	平成19年4月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名 子会社の従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議)(第22回～第23回新株予約権)

決議年月日	平成19年5月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名 社外の協力先 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株あたり調整前行使価額}}{1 \text{株あたり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + (\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数})}{(\text{既発行株式数} \text{ 自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

[前へ](#)

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	400	36
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	400	-	400	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは設立以来、利益配当は実施しておりません。また各事業分野における研究開発活動を今後も引き続き実施していく必要があることから、資金の確保を優先する方針であり、当面は配当を予定しておりません。しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、今後の経営成績および財政状態を考慮した上で利益配当についても検討していきます。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。内部留保資金につきましては、主として研究開発費用に有効活用し、さらなる企業価値の向上に努力していく所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)					158
最低(円)					43

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

当社株式は、平成19年8月31日から東京証券取引所(マザーズ)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	150	158	122	87	77	67
最低(円)	69	99	81	59	56	43

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	CFO (最高財務 責任者)	鈴木 勲一郎	昭和29年5月22日	昭和53年4月 株式会社野村総合研究所入社 企業調査部 研究員 昭和63年6月 同社企画部企画課課長 平成3年12月 同社パリ駐在員事務所長 平成6年7月 同社政策研究センター主任研究 員 平成14年3月 米国法人Gene Networks, Inc. 入社, CFO就任 平成14年6月 当社代表取締役専務兼CFO就 任(現任) 平成17年5月 Shanghai Genomics, Inc. 董事就任 平成19年7月 Shanghai Genomics, Inc. 董事長就任(現任) 平成19年10月 当社専務取締役CFO就任 平成19年12月 当社代表取締役社長兼CFO就 任(現任)	平成19年 6月13日 から2年	54
代表取締役	CEO (最高経営 責任者)	イン・ルオ	昭和40年7月16日	平成5年11月 アヴィロン入社 研究員 平成6年11月 クロンテック・ラボラトリーズ インク入社 プロジェクト・ リーダー 平成9年8月 ライジェル・ファーマシューテ ィカルス入社 シニア・ディレ クター 平成13年5月 Shanghai Genomics, Inc.設 立, 董事CEO就任(現任) 平成17年6月 当社代表取締役常務COO就任 平成19年10月 当社代表取締役CEO就任 (現任)	平成19年 6月13日 から2年	3,665
専務 取締役	CSO (最高科学 責任者)	ジュン・ウー	昭和41年8月27日	平成3年1月 ジェネンテック・インク入社 リサーチ・アシスタント 平成9年4月 ディナックス・リサーチ・イン スティテュート/シェーリン グ・ブラウ入社 ポストドク ター 平成12年1月 ライジェル・ファーマシューテ ィカルス入社 研究員 平成13年9月 Shanghai Genomics, Inc. 董 事CSO就任(現任) 平成17年6月 当社取締役CSO就任 平成19年10月 当社専務取締役CSO就任 (現任)	平成19年 6月13日 から2年	3,665
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		スティーブン・ スミス	昭和26年3月8日	昭和49年6月 英国ウェストミンスター病院 研修外科医 昭和52年7月 英国ハマースミス病院 医長 昭和63年10月 英国ケンブリッジ大学婦人科教 授 ロージー病院病理学部長 平成15年12月 当社取締役就任(現任) 平成16年1月 英国グラスゴー大学医学部長 平成16年8月 英国インペリアルカレッジ医学 部校長(現任)	平成19年 6月13日 から2年	636

取締役		ジャン・ホフ ラック	昭和35年 1月24日	昭和63年4月 Marion Merrell Dow Research Laboratories, Research Scientist, フランス 平成8年12月 Astra Structural Chemistry Laboratory, ディレクター, スウェーデン 平成12年1月 Enabling Sciences and Technologies, AstraZeneca, バイスプレジデント, スウェーデン 平成12年7月 Medicinal Chemistry and ADME-Tox, Johnson & Johnson PRD RED Europe, バイスプレジデント(現任), ベルギー 平成20年6月 当社取締役就任(現任)	平成20年 6月24日 から2年	-
取締役		指輪 英明	昭和33年 5月17日	昭和58年4月 大和証券株式会社 営業部 昭和62年10月 クラインオートベンソン証券 営業部, 英国 平成元年8月 ゴールドマンサックス証券 営業部, 米国 平成15年4月 日本コンシェルジュ株式会社 設立 代表取締役社長就任(現任) 平成17年10月 日活株式会社 取締役就任(現任) 平成18年6月 株式会社JPホールディングス 監査役就任(現任) 平成20年6月 当社取締役就任(現任)	平成20年 6月24日 から2年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		アaron・ハリ ス	昭和45年10月 6日	平成5年8月 Chemical Bank ,Credit Analyst 米国 平成7年1月 Nicholas Applegate Capital Management, Senior Portfolio Manager, 米国 平成12年2月 Gartmore Global Investments, Senior Portfolio Manager/Head of Technology Research Department 米国 平成17年1月 Tiger Ventures, LLC, Founder, 米国(現任) 平成18年3月 TVA,Ltd,Founder, CIO, 中国(現任) 平成20年6月 当社取締役就任(現任)	平成20年 6月24日 から2年	-
取締役		リチャード・ パーキンソン	昭和42年 6月 2日	平成6年1月 WASSERSTEIN PERELLA &CO., 新興市場担当シニアアソシエイト 香港 平成8年1月 SIGNATURE JAPAN CO.LTD, 共同創業者兼COO(最高業務執行責任者) 日本 平成12年12月 WHITNEY &CO., マネージングディレクター, 日本 平成15年1月 OPTIMA CAPITAL PTE LTD, 共同創業者兼マネージングディレクター, シンガポール/日本(現任) 平成17年5月 Healthcare Partners II LP ジェネラル・パートナー 平成20年6月 当社取締役就任(現任)	平成20年 6月24日 から2年	-

監査役 (常勤)		片岡 隆志	昭和11年3月30日	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 昭和49年9月 フィリピン・ペトロケミカル・ プロダクツ・インク 出向 社長就任 昭和58年12月 イラン-ジャパン・ペトロ ケミカル・カンパニー出向 取 締役副社長就任 平成2年10月 大日精化工業株式会社米 国法人社長就任(出向) 平成11年12月 株式会社スピードグループ 監 査役就任 平成17年11月 当社入社、顧問就任 平成17年12月 当社監査役就任(現任)	平成19年 6月13日 から4年	-
-------------	--	-------	------------	---	------------------------	---

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		近藤 義昭	昭和20年1月13日	昭和44年4月 寺崎電気産業株式会社入社 昭和50年8月 TERASAKI DO BRASIL S/A 設立、 CEO兼プレジデント就任 昭和61年2月 テラメックス株式会社設 立、代表取締役就任 平成15年6月 当社監査役就任(現任) 平成17年5月 テラメックス株式会社顧問就任	平成19年 6月13日 から4年	-
監査役		東出 浩教	昭和37年10月17日	昭和60年4月 鹿島建設株式会社入社 平成10年8月 早稲田大学大学院アジア太 平洋研究科、講師 平成14年4月 早稲田大学大学院アジア 太平洋研究科、助教授 平成18年4月 早稲田大学大学院アジア太 平洋研究科、教授(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	平成19年 6月13日 から4年	-
監査役		山中 達雄	昭和14年1月6日	昭和36年4月 三井物産株式会社入社、本店 財務部 平成3年8月 米国三井物産副社 長兼CFO(NY) 平成6年11月 三井物産株式会社本店 財務部長 平成7年6月 三井物産株式会社監査 役 平成10年6月 東洋エンジニアリング 株式会社 常務取締役 平成14年9月 株式会社ジェムコ日本 経営顧問(現任) 平成16年4月 学校法人東海大学海洋 学部講師(現任) 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	平成20年 6月24日 から4年	-
計						8,020

- (注) 1. 取締役スティーブン・スミス、ジャン・ホフラック、指輪英明、アロン・ハリス、及びリチャード・パーキンソンは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役近藤義昭、東出浩教及び山中達雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

(2)コーポレート・ガバナンスの体制の状況

取締役会の状況

本書提出日現在において、取締役会は8名の取締役で構成されており、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定を行う機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、取締役総数8名のうち社外取締役が5名を占めており、かつ社外取締役は企業経営と医薬事業の経験を有する人材を登用しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

監査役制度

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は月1回、臨時監査役会は必要に応じて随時開催されております。本書提出日現在において、常勤監査役1名と非常勤監査役3名で構成され、常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。また、必要に応じて監査役間による協議を実施しており、監査役相互の意見交換を実施しております。

非常勤監査役は企業経営の経験を有する人材を登用しております。また常勤監査役は、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

経営会議

取締役兼オフィサーに加え、オブザーバーとして常勤監査役及び法律顧問が出席して、毎月1回経営会議を開催しております。経営会議においては、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況について、迅速な審議と意思疎通を行う体制としております。指揮命令系統はオフィサーを責任者として成り立っており、各部門は地域によらず、機能に基づき各部の管理職を通じ統制を行っております。具体的には、CEOが経営全般と経営開発担当部門、CFOが経営管理担当部門、CSOが研究開発担当部門をそれぞれ統括しております。

内部統制システムの整備の状況及び内部監査

当社の内部統制システムは取締役会で承認された社内規程に従い、組織ごとの分掌業務の明確化及び権限の委譲が図られ、整備・運用されております。また、当社のグローバルな事業特性を考慮し、米国弁護士資格を持つ法律顧問を社内に配し、内部統制システムの整備・運用のチェックを日常的に実施しております。

内部監査は、経営管理部を主管部署として、全部署を対象に、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産を保全し不正過誤を予防しております。内部監査担当者は当社において5名（相互牽制のため経営管理部以外からの3名を含む）、Shanghai Genomics, Inc.において2名であり、内部監査を計画的・網羅的に実施しております。

会計監査人その他第三者の状況

当社は現在、あずさ監査法人による金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は会計監査人より是正勧告や改善提案等の指摘を受けた場合、これら指摘事項に関する是正改善を速やかに実施しております。

また当社は必要に応じて法律顧問を通じ、弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

内部監査担当者と監査役及び会計監査人の連携

当社では、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査の有効性と効率性を高めるため、適宜情報交換を行っております。特に内部監査担当者及び常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図っております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(8) 責任限定契約

取締役及び監査役

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む）及び監査役（監査役であった者も含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役と、責任の限度額を、10万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日)及び当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ連結財務諸表並びに財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、前連結会計年度及び前事業年度に係る監査報告書は、平成19年7月31日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		2,284,672		1,385,405	
2 売掛金		110,605		93,290	
3 たな卸資産		113,269		113,261	
4 その他		156,680		66,942	
貸倒引当金		1,438		2,917	
流動資産合計		2,663,788	79.2	1,655,983	64.0
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		65,639		70,935	
減価償却累計額		46,270	19,369	55,791	15,144
(2) 機械及び装置		108,579		116,170	
減価償却累計額		29,256	79,323	38,707	77,463
(3) 工具器具備品		79,872		97,664	
減価償却累計額		51,900	27,972	66,716	30,947
有形固定資産合計		126,664	3.8	123,555	4.8
2 無形固定資産					
(1) のれん		232,394		517,774	
(2) ソフトウェア		44,368		41,856	
(3) その他		4,969		124	
無形固定資産合計		281,732	8.4	559,755	21.6
3 投資その他の資産					
(1) 出資金		145,690		145,690	
(2) 長期前払費用		103,859		74,922	
(3) その他		40,084		27,973	
投資その他の資産合計		289,635	8.6	248,586	9.6
固定資産合計		698,032	20.8	931,897	36.0
資産合計		3,361,820	100.0	2,587,880	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金		17,563		33,557	
2 一年以内返済予定の 長期借入金		75,095		25,080	
3 未払金		61,139		38,518	
4 未払費用		52,299		15,428	
5 賞与引当金				3,615	
6 未払法人税等		8,826		9,476	
7 その他		23,641		35,804	
流動負債合計		238,564	7.1	161,481	6.2
固定負債					
1 長期借入金		66,560		41,480	
2 長期預り金		72,040			
固定負債合計		138,600	4.1	41,480	1.6
負債合計		377,165	11.2	202,961	7.8
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		2,407,608	71.6	2,821,608	109.0
2 資本剰余金		2,367,608	70.5	2,781,608	107.5
3 利益剰余金		1,908,956	56.8	3,188,411	123.2
4 自己株式				36	0.0
株主資本合計		2,866,259	85.3	2,414,768	93.3
評価・換算差額等					
為替換算調整勘定					
評価・換算差額等合計		40,604	1.2	29,849	1.1
少数株主持分					
少数株主持分		77,791	2.3		
純資産合計		2,984,654	88.8	2,384,919	92.2
負債純資産合計		3,361,820	100.0	2,587,880	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			247,819	100.0	273,588	100.0	
売上原価			133,761	54.0	171,790	62.8	
売上総利益			114,057	46.0	101,798	37.2	
販売費及び一般管理費	1,2		1,028,741	415.1	1,386,850	506.9	
営業損失			914,683	369.1	1,285,052	469.7	
営業外収益							
1 受取利息		1,638			5,312		
2 為替差益		637			30,996		
3 補助金収入		2,239			8,725		
4 先物為替予約評価益		13,949					
5 その他		3,018	21,483	8.7	1,300	46,335	16.9
営業外費用							
1 支払利息		6,107			4,396		
2 株式交付費		7,165			21,907		
3 資金調達費用		4,422			13,119		
4 和解金		7,500					
5 その他		4,294	29,490	11.9	1,310	40,735	14.9
経常損失			922,690	372.3	1,279,451	467.7	
特別利益							
固定資産売却益	3	2,060	2,060	0.8			
特別損失							
固定資産除却損	4				940	940	0.3
税金等調整前 当期純損失			920,630	371.5	1,280,392	468.0	
法人税、住民税 及び事業税			2,027	0.8	2,401	0.9	
少数株主利益又は 少数株主損失()			11,188	4.5	3,338	1.2	
当期純損失			933,845	376.8	1,279,454	467.7	

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本				評価・ 換算差額等 為替換算 調整勘定	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年3月31日残高(千円)	1,487,108	1,447,108	975,111	1,959,104	31,744	63,392	2,054,241
連結会計年度中の変動額							
当期純損失			933,845	933,845			933,845
新株の発行	920,500	920,500		1,841,000			1,841,000
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					8,860	14,398	23,259
連結会計年度中の変動額 合計(千円)	920,500	920,500	933,845	907,154	8,860	14,398	930,413
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	1,908,956	2,866,259	40,604	77,791	2,984,654

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

項目	株主資本					評価・ 換算差額等 為替換算 調整勘定	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	1,908,956		2,866,259	40,604	77,791	2,984,654
連結会計年度中の変動額								
当期純損失			1,279,454		1,279,454			1,279,454
新株の発行	414,000	414,000			828,000			828,000
自己株式の取得				36	36			36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						70,453	77,791	148,244
連結会計年度中の変動額 合計(千円)	414,000	414,000	1,279,454	36	451,491	70,453	77,791	599,735
平成20年3月31日残高(千円)	2,821,608	2,781,608	3,188,411	36	2,414,768	29,849		2,384,919

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純損失		920,630	1,280,392
2 減価償却費		54,720	68,190
3 のれん償却額		77,464	117,780
4 賞与引当金の増減額(:減少)			3,903
5 受取利息		1,638	5,312
6 支払利息		6,107	4,396
7 株式交付費		7,165	21,907
8 資金調達費用		4,422	13,119
9 固定資産売却益		2,060	
10 売上債権の増減額(:増加)		32,309	10,135
11 たな卸資産の増減額(:増加)		13,549	8,391
12 仕入債務の増減額(:減少)		8,320	18,440
13 その他流動資産の増減額(:増加)		10,860	12,614
14 その他流動負債の増減額(:減少)		23,802	36,298
15 その他		2,716	29,600
小計		774,660	1,030,303
16 利息の受取額		1,638	4,833
17 利息の支払額		5,996	4,130
18 法人税等の支払額		1,921	1,982
営業活動によるキャッシュ・フロー		780,939	1,031,582
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入による支出			245,925
2 有形固定資産の取得による支出		34,849	47,678
3 有形固定資産の売却による収入		4,052	
4 無形固定資産の取得による支出		24,712	27,430
5 連結子会社出資金の追加取得による支出			477,874
6 持分の取得による支出		145,690	
7 その他		15,008	12,089
投資活動によるキャッシュ・フロー		186,191	786,821
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入れによる収入		100,000	
2 長期借入金の返済による支出		75,020	75,095
3 株式の発行による収入		1,829,411	792,972
4 自己株式の取得による支出			36
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,854,391	717,841

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
現金及び現金同等物に係る換算差額		3,240	41,244
現金及び現金同等物の増加額(:減少)		890,501	1,141,806
現金及び現金同等物の期首残高		1,394,170	2,284,672
現金及び現金同等物の期末残高	1	2,284,672	1,142,865

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 GNI USA, Inc. Shanghai Genomics, Inc.	同左
2 持分法の適用に関する事項	非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	Shanghai Genomics, Inc.の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日(平成19年3月31日現在)で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、中国では平成19年1月1日から新企業会計準則が適用されておりますが、当連結会計年度(平成19年3月期)については旧企業会計準則に基づいて作成しております。	Shanghai Genomics, Inc.の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日(平成20年3月31日現在)で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、当連結会計年度より中国新企業会計準則に基づき作成しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(イ) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 当社は時価法を採用しております。 (ロ) たな卸資産 原材料・貯蔵品・仕掛品 当社は、先入先出法による原価法を採用しております。 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。	(イ) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左 (ロ) たな卸資産 原材料・貯蔵品・仕掛品 当社は、原材料については、先入先出法による原価法、仕掛品については個別法による原価法を採用しております。 Shanghai Genomics, Inc.は移動平均法による低価法を採用しております。

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>(イ) 有形固定資産 当社及び GNI USA, Inc. は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 Shanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～5年 機械及び装置 5～10年 工具器具備品 5年</p> <p>(ロ) 無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 Shanghai Genomics, Inc. は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)に基づいております。</p> <p>(ハ) 長期前払費用 Shanghai Genomics, Inc. が資産計上しているテクニカル・ノウハウを、長期前払費用として計上しております。償却期間は10年による定額法を採用しております。</p>	<p>(イ) 有形固定資産 当社及び GNI USA, Inc. は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 Shanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～5年 機械及び装置 5～10年 工具器具備品 5年 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ロ) 無形固定資産 同左</p> <p>(ハ) 長期前払費用 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>(イ) 貸倒引当金 当社および連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ) 賞与引当金</p>	<p>(イ) 貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金 Shanghai Genomics, Inc. は、期末賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度における負担額を計上しております。</p>
(4) 重要な繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>(5)重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(イ)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(ロ)在外子会社の会計処理基準 在外子会社の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。</p> <p>Shanghai Genomics, Inc. において、技術改良、技術研究等に用途を特定して、政府から受け取った拠出金は、連結貸借対照表の「長期預り金」に計上しております。</p> <p>この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用は、連結貸借対照表の流動資産「その他」に計上され、当該プロジェクトが完了し、政府の検査及び承認を得た後に「長期預り金」と相殺されています。</p>	<p>同左</p> <p>(イ)消費税等の会計処理 同左</p> <p>(ロ)在外子会社の会計処理基準 在外子会社の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。</p> <p>(会計方針の変更) Shanghai Genomics, Inc. は、当連結会計年度より、中国新企業会計準則に基づき、政府から受取った拠出金を「長期預り金」に、拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を流動資産「その他」に計上する方法から、政府から受け取った拠出金を営業外収益に計上し、この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を、販売費及び一般管理費に計上する方法に会計方針を変更しております。</p> <p>これに伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業損失が16,721千円、経常損失、税金等調整前当期純損失が7,995千円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響額は当該箇所に記載しております。</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
<p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。</p>	<p>同左</p>
<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

[次へ](#)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,906,863千円であります。 連結財務諸表規則の改正による連結貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度における「資本の部」は、当連結会計年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」、「評価・換算差額等」及び「少数株主持分」に分類して表示しております。 前連結会計年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当連結会計年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 前連結会計年度において「利益剰余金」の次に表示しておりました「為替換算調整勘定」は、当連結会計年度から「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。 前連結会計年度において「負債の部」の次に表示しておりました「少数株主持分」は、当連結会計年度から「純資産の部」の内訳科目として独立掲記しております。 	
<p>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	
<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。</p> <p>(連結損益計算書) 前連結会計年度において、「新株発行費」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「株式交付費」と表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん償却額」と表示しております。 また前連結会計年度において、「新株発行費」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「株式交付費」と表示しております。</p>	

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(スプレッド方式の公募増資による新株式の発行) 平成19年8月30日を払込期日とする公募増資(ブックビルディング方式)による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で買取引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。 スプレッド方式では、発行価格と引受価額との差額72,000千円が事実上の引受手数料であり、引受価額と同一の発行価格で一般投資家に販売する従来の方式であれば株式交付費として処理されたものであります。 このため従来の方式によった場合に比べ、株式交付費の額と資本金及び資本準備金の合計額は、それぞれ72,000千円少なく計上され、その結果、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額少なく計上されております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 54,399千円	役員報酬 67,145千円
顧問料 115,793千円	従業員給与 185,060千円
減価償却費 46,950千円	減価償却費 55,312千円
貸倒引当金繰入額 589千円	のれん償却額 117,780千円
のれん償却額 77,464千円	賞与引当金繰入額 3,903千円
従業員給与 115,988千円	貸倒引当金繰入額 1,707千円
旅費交通費 52,377千円	試験研究費 465,597千円
試験研究費 384,531千円	
2 研究開発費の総額	2 研究開発費の総額
一般管理費及び当期製造費用に	一般管理費及び当期製造費用に
含まれる研究開発費 384,531千円	含まれる研究開発費 465,597千円
3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。	4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。
機械及び装置 2,060千円	建物附属設備 282千円
	工具器具備品 657千円
	合計 940千円

[前△](#) [次△](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	51,731,831	9,150,000		60,881,831

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成18年4月17日および平成18年12月1日付で第三者割当増資を行ったことによります。

2 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500	-	-	500	-
	第4回(注4)	普通株式	150	-	150	-	-
	第5回	普通株式	1,061	-	-	1,061	-
	第5回プランB	普通株式	20	-	-	20	-
	第5回プランC	普通株式	5	-	-	5	-
	第5回プランD	普通株式	100	-	-	100	-
	第5回プランE(注1)	普通株式	15	-	-	15	-
	第5回プランF(注3)	普通株式	516	-	23	493	-
	第6回プランA(注1)	普通株式	2,000	-	-	2,000	-
	第6回プランB	普通株式	120	-	-	120	-
	第6回プランC(注1,3)	普通株式	153	-	45	108	-
	第6回プランD(注1)	普通株式	664	-	-	664	-
	第6回プランE(注1,2)	普通株式	-	286	-	286	-
	第7回(注1,2)	普通株式	-	20	-	20	-
	第8回(注1,2)	普通株式	-	55	-	55	-
	第9回(注1,2)	普通株式	-	35	-	35	-
	第10回(注1,2)	普通株式	-	8	-	8	-
	第11回(注1,2)	普通株式	-	35	-	35	-
	第12回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-
	第13回(注1,2,3)	普通株式	-	4	4	-	-
第14回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-	
第15回(注1,2)	普通株式	-	4	-	4	-	
第16回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-	
第17回(注1,2)	普通株式	-	10	-	10	-	
第18回(注1,2)	普通株式	-	5	-	5	-	
第19回(注1,2)	普通株式	-	50	-	50	-	
第20回(注1,2)	普通株式	-	44	-	44	-	
合計			5,304	571	222	5,653	

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していません。

2. 増加は新株予約権発行によるものであります。

3. 減少は従業員の退職に伴う消却によるものであります。

4. 減少は契約による失効に伴うものであります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	60,881,831	10,000,000		70,881,831

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成19年8月30日付で公募増資を行ったことによります。

2 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）		400		400

(変動事由の概要)

自己株式の当期増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500			500	-
	第5回(注3)	普通株式	1,061		500	561	-
	第5回プランB	普通株式	20			20	-
	第5回プランC	普通株式	5			5	-
	第5回プランD	普通株式	100			100	-
	第5回プランE	普通株式	15			15	-
	第5回プランF	普通株式	493			493	-
	第6回プランA	普通株式	2,000			2,000	-
	第6回プランB	普通株式	120			120	-
	第6回プランC	普通株式	108			108	-
	第6回プランD	普通株式	664			664	-
	第6回プランE	普通株式	286			286	-
	第7回	普通株式	20			20	-
	第8回(注1)	普通株式	55			55	-
	第9回(注1)	普通株式	35			35	-
	第10回(注1)	普通株式	8			8	-
	第11回(注1)	普通株式	35			35	-
	第12回(注1)	普通株式	5			5	-
	第14回(注1)	普通株式	5			5	-
	第15回(注1)	普通株式	4			4	-
	第16回(注1)	普通株式	5			5	-
	第17回	普通株式	10			10	-
	第18回(注1)	普通株式	5			5	-
第19回(注1)	普通株式	50			50	-	
第20回(注1)	普通株式	44			44	-	
第21回(注1,2)	普通株式		58		58	-	
第22回(注1,2)	普通株式		18		18	-	
第23回(注1,2)	普通株式		27		27	-	
合計			5,653	103	500	5,256	

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していません。

2. 増加は新株予約権発行によるものであります。

3. 減少は契約による失効に伴うものであります。

[前へ](#) [次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)										
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年 3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">2,284,672</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,284,672</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,284,672	現金及び現金同等物	2,284,672	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">1,385,405</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">242,540</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">1,142,865</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,385,405	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	242,540	現金及び現金同等物	1,142,865
現金及び預金勘定	2,284,672										
現金及び現金同等物	2,284,672										
現金及び預金勘定	1,385,405										
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	242,540										
現金及び現金同等物	1,142,865										

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	57,746	11,362	46,384	工具器具備品	86,204	39,306	46,897
ソフトウェア	5,693	948	4,744	ソフトウェア	13,235	5,151	8,084
合計	63,440	12,311	51,128	合計	99,440	44,457	54,982
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 20,553千円				1年以内 33,580千円			
1年超 31,341千円				1年超 24,121千円			
合計 51,894千円				合計 57,701千円			
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 13,456千円				支払リース料 36,452千円			
減価償却費相当額 12,311千円				減価償却費相当額 32,146千円			
支払利息相当額 1,911千円				支払利息相当額 6,259千円			
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。				減価償却費相当額の算定方法 同左			
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当期への配分方法については、利息法によっております。				利息相当額の算定方法 同左			

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>取引の内容及び利用目的等 当社グループは、通常の営業過程における取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。</p> <p>取引に対する取組方針 通貨関連におけるデリバティブ取引については、通常の営業過程における取引契約をヘッジするためのものであるため、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>取引に係るリスクの内容 通貨関連における先物為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。当社のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 通貨関連のデリバティブ取引の実行及び管理は、「経理規程」に従い、財務経理部に集中しております。また「経理規程」をうけた「権限表」において、取引権限の限度及び取引限度額（成約高に対する割合）等が明示されております。さらにCFOは、月ごとの定例取締役会にデリバティブ取引をも含んだ財務報告をすることとなっております。</p>	<p>取引の内容及び利用目的等 同左</p> <p>取引に対する取組方針 同左</p> <p>取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>取引に係るリスク管理体制 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

区分	種類	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 人民元	100,000		99,334	48				
合計		100,000		99,334	48				

前連結会計年度
(注) 時価の算定方法
期末の時価は先物為替相場を基に、算定しております。

当連結会計年度
(注) 時価の算定方法
同左

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

[前△](#) [次△](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

費用計上はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	社外の協力先 1社	取締役 1名 従業員 5名 子会社の役員 1名 社外の協力先 14名 社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 150,000株	普通株式 1,311,000株
付与日	平成15年6月19日	平成15年6月19日	平成16年6月29日
権利確定条件	権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。 その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日	新株予約権の発行日の翌日から、次のいずれか早い時点までとする。 2006年9月20日、当社の株式公開の日、当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、 当社の合併、株式交換もしくは株式移転の効力発生するとき(但し、かかる合併、株式交換もしくは株式移転の直前の当社の株主が、当該合併、株式交換もしくは株式移転直後の存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の50%以上を保有する場合を除く。)	優遇税制適用の場合 自平成18年7月1日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成17年7月1日 至平成26年6月29日

	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランC	第5回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 4名	社外の協力先 1名	社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株	普通株式 5,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成16年7月12日	平成16年12月6日	平成17年1月18日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日

	第5回新株予約権プランE	第5回新株予約権プランF	第6回新株予約権プランA
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	子会社の従業員 37名 社外の協力先 24名	取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 516,000株	普通株式 2,000,000株
付与日	平成17年4月15日	平成17年6月13日	平成17年7月28日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年4月16日 至 平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日	自 平成19年7月29日 至 平成27年6月30日

	第6回新株予約権プランB	第6回新株予約権プランC	第6回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 2名 社外の協力先 1社	従業員 5名	子会社の従業員 5名 社外の協力先 1社 社外の協力先 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 153,000株	普通株式 664,000株
付与日	平成17年10月20日	平成17年11月21日	平成18年1月20日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日</p>	<p>自平成19年11月22日 至平成27年6月30日</p>	<p>優遇税制適用の場合 自平成20年1月21日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日</p>

	第6回新株予約権プランE	第7回新株予約権	第8回～第16回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 3名 子会社の従業員 3名 社外の協力先 5名	社外の協力先 1名	従業員 4名 子会社の従業員 7名
株式の種類及び付与数	普通株式 286,000株	普通株式 20,000株	普通株式 156,000株
付与日	平成18年4月19日	平成18年6月20日	平成18年8月14日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日</p>	<p>自平成19年6月21日 至平成28年6月20日</p>	<p>自平成20年8月15日 至平成28年6月20日</p>

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	従業員 1名	従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,000株	普通株式 5,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成18年 8月14日	平成18年 9月19日	平成18年11月16日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成28年6月20日	自 平成20年9月20日 至 平成28年6月20日	自 平成20年11月17日 至 平成28年6月20日

	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 1名 子会社の従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 44,000株
付与日	平成19年3月13日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日

(2)ストック・オプションの規模及び変動状況
当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD
決議年月日	平成15年 6月19日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日
権利確定前						
期首(株)	-	-	890,000	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	890,000	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	150,000	171,000	20,000	5,000	100,000
権利確定(株)	-	-	890,000	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	150,000	-	-	-	-
未行使残(株)	500,000	-	1,061,000	20,000	5,000	100,000

会社名	提出会社					
	第5回新株予 約権プランE	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD
決議年月日	平成17年 4月15日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日
権利確定前						
期首(株)	15,000	516,000	2,000,000	120,000	153,000	664,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	23,000	-	-	45,000	-
権利確定(株)	-	216,000	-	50,000	-	530,000
未確定残(株)	15,000	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	216,000	-	50,000	-	530,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	216,000	-	50,000	-	530,000

会社名	提出会社					
回次	第6回新株予 約権プランE	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
決議年月日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	286,000	20,000	55,000	35,000	8,000	35,000
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	286,000	20,000	55,000	35,000	8,000	35,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-	-

会社名	提出会社					
回次	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
付与(株)	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	10,000
失効(株)	-	4,000	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
未確定残(株)	5,000	-	5,000	4,000	5,000	10,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-	-	-

会社名	提出会社		
	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
決議年月日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日	平成19年 3月13日
権利確定前			
期首(株)	-	-	-
付与(株)	5,000	50,000	44,000
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	5,000	50,000	44,000
権利確定後			
期首(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社					
	第1回新株 予約権	第4回新株 予約権	第5回新株 予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD
決議年月日	平成15年 6月19日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日
権利行使価格(円)	4.732	4.732	55	55	55	55
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1) -	(注1) -	(注1) -	(注1) -	(注1) -	(注1) -

会社名	提出会社					
	第5回新株予 約権プランE	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD
決議年月日	平成17年 4月15日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日
権利行使価格(円)	65	110	110	110	110	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1) -					

会社名	提出会社					
	第6回新株予 約権プランE	第7回新株 予約権	第8回～第17 回新株予約権	第18回新株予 約権	第19回新株予 約権	第20回新株予 約権
決議年月日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日	平成19年 3月13日
権利行使価格(円)	140	140	140	140	140	220
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1) -	(注2) -	(注2) -	(注2) -	(注2) -	(注2) -

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。
2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ス
tock・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たり
の本源的価値は収益還元法により算定した株式評価額から行使価格を控除して算定しております。
4. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法
基本的には将来の失効数の合理的な見積りには困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を
採用しております。
5. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
18,960千円
6. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

費用計上はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 1名	取締役 1名 従業員 5名 子会社の役員 1名 社外の協力先 14名 社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 500,000株	普通株式 1,311,000株
付与日	平成15年6月19日	平成16年6月29日
権利確定条件	<p>権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社（Gene Networks, Inc.を含む。）の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月（身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間）に限り、当該地位を失った時点で権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年6月20日 至 平成24年3月19日	<p>優遇税制適用の場合 自 平成18年7月1日 至 平成26年6月29日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日</p>

	第5回新株予約権プランB	第5回新株予約権プランC	第5回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 4名	社外の協力先 1名	社外の協力先 1社
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株	普通株式 5,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成16年7月12日	平成16年12月6日	平成17年1月18日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日

	第5回新株予約権プランE	第5回新株予約権プランF	第6回新株予約権プランA
付与対象者の区分及び数	従業員 1名	子会社の従業員 37名 社外の協力先 24名	取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 15,000株	普通株式 516,000株	普通株式 2,000,000株
付与日	平成17年4月15日	平成17年6月13日	平成17年7月28日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年4月16日 至 平成26年6月29日	優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日	自 平成19年7月29日 至 平成27年6月30日

	第6回新株予約権プランB	第6回新株予約権プランC	第6回新株予約権プランD
付与対象者の区分及び数	子会社の従業員 2名 社外の協力先 1社	従業員 5名	子会社の従業員 5名 社外の協力先 1社 社外の協力先 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 153,000株	普通株式 664,000株
付与日	平成17年10月20日	平成17年11月21日	平成18年1月20日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日</p>	<p>自平成19年11月22日 至平成27年6月30日</p>	<p>優遇税制適用の場合 自平成20年1月21日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日</p>

	第6回新株予約権プランE	第7回新株予約権	第8回～第16回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 3名 子会社の従業員 3名 社外の協力先 5名	社外の協力先 1名	従業員 4名 子会社の従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 286,000株	普通株式 20,000株	普通株式 152,000株
付与日	平成18年4月19日	平成18年6月20日	平成18年8月14日
権利確定条件	<p>1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	<p>優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日</p> <p>優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日</p>	<p>自平成19年6月21日 至平成28年6月20日</p>	<p>自平成20年8月15日 至平成28年6月20日</p>

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 1名	従業員 1名	従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,000株	普通株式 5,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成18年 8月14日	平成18年 9月19日	平成18年11月16日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成28年6月20日	自 平成20年9月20日 至 平成28年6月20日	自 平成20年11月17日 至 平成28年6月20日

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員 1名 子会社の従業員 5名	従業員 5名 子会社の従業員 5名	従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 44,000株	普通株式 58,000株	普通株式 18,000株
付与日	平成19年3月13日	平成19年4月13日	平成19年5月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日	自 平成21年4月14日 至 平成28年6月20日	自 平成21年5月15日 至 平成28年6月20日

	第23回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外の協力先 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 27,000株
付与日	平成19年5月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。

権利行使期間	自 平成20年5月15日 至 平成28年6月20日
--------	------------------------------

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況
当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社					
	第1回 新株予約権	第5回 新株予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD	第5回新株予 約権プランE
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日	平成17年 4月15日
権利確定前						
期首(株)	-	-	-	-	-	15,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	15,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定後						
期首(株)	500,000	1,061,000	20,000	5,000	100,000	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	15,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	500,000	-	-	-	-
未行使残(株)	500,000	561,000	20,000	5,000	100,000	15,000

会社名	提出会社					
	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD	第6回新株予 約権プランE
決議年月日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日	平成18年 4月19日
権利確定前						
期首(株)	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000	286,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000	47,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	239,000
権利確定後						
期首(株)	216,000	-	50,000	-	530,000	-
権利確定(株)	277,000	2,000,000	70,000	108,000	134,000	47,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	493,000	2,000,000	120,000	108,000	664,000	47,000

会社名	提出会社					
回次	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
決議年月日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日
権利確定前						
期首(株)	20,000	55,000	35,000	8,000	35,000	5,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	20,000	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	55,000	35,000	8,000	35,000	5,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	20,000	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	20,000	-	-	-	-	-

会社名	提出会社					
回次	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権
決議年月日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 8月14日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日
権利確定前						
期首(株)	5,000	4,000	5,000	10,000	5,000	50,000
付与(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	10,000	-	-
未確定残(株)	5,000	4,000	5,000	-	5,000	50,000
権利確定後						
期首(株)	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	10,000	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	10,000	-	-

会社名	提出会社			
	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権	第23回 新株予約権
回次				
決議年月日	平成19年 3月13日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日	平成19年 5月14日
権利確定前				
期首(株)	44,000	-	-	-
付与(株)	-	58,000	18,000	27,000
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	44,000	58,000	18,000	27,000
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社				
回次	第1回新株 予約権	第5回新株 予約権	第5回新株予 約権プランB	第5回新株予 約権プランC	第5回新株予 約権プランD
決議年月日	平成15年 6月19日	平成16年 6月29日	平成16年 7月12日	平成16年 12月6日	平成17年 1月18日
権利行使価格(円)	4.732	55	55	55	55
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1) -	(注1) -	(注1) -	(注1) -	(注1) -

会社名	提出会社					
回次	第5回新株予 約権プランE	第5回新株予 約権プランF	第6回新株予 約権プランA	第6回新株予 約権プランB	第6回新株予 約権プランC	第6回新株予 約権プランD
決議年月日	平成17年 4月15日	平成17年 6月13日	平成17年 7月28日	平成17年 10月20日	平成17年 11月21日	平成18年 1月20日
権利行使価格(円)	65	110	110	110	110	140
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1) -					

会社名	提出会社					
回次	第6回新株予 約権プランE	第7回新株 予約権	第8回～第17 回新株予約権	第18回新株予 約権	第19回新株予 約権	第20回新株予 約権
決議年月日	平成18年 4月19日	平成18年 6月20日	平成18年 8月14日	平成18年 9月19日	平成18年 11月16日	平成19年 3月13日
権利行使価格(円)	140	140	140	140	140	220
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	(注1) -	(注2) -	(注2) -	(注2) -	(注2) -	(注2) -

会社名		
回次	第21回新 株予約権	第22回～ 第23回新 株予約権
決議年月日	平成19年 4月13日	平成19年 5月14日
権利行使価格（円）	220	220
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	(注2) -	(注2) -

- (注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。
2. 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。
3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は収益還元法により算定した株式評価額から行使価格を控除して算定しております。
4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
5. スtock・オプションの当連結会計年度末における本源的価値の合計額
- 千円
6. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(千円)	(千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 718,521	繰越欠損金 1,131,991
未払事業税 2,784	未払事業税 2,692
貸倒引当金損金不算入額 286	貸倒引当金 125
減価償却超過額 2,140	減価償却費 814
未払賞与 1,316	賞与引当金 1,038
その他 616	棚卸資産評価損 965
繰延税金資産小計 725,665	繰延税金資産小計 1,137,627
評価性引当額 725,665	評価性引当額 1,137,627
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債 -
繰延税金負債合計 -	繰延税金負債合計 -
繰延税金資産負債の純額 -	繰延税金資産負債の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳
税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	103,975	143,844	-	247,819	-	247,819
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	305,003	14,750	319,753	(319,753)	-
計	103,975	448,847	14,750	567,572	(319,753)	247,819
営業費用	985,829	484,506	14,146	1,484,482	(321,978)	1,162,503
営業利益 又は営業損失()	881,854	35,659	604	916,909	2,225	914,683
資産	3,317,477	572,932	18,029	3,908,439	(546,619)	3,361,820

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1)中国
(2)米国

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	66,735	206,853	-	273,588	-	273,588
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	219,843	12,077	231,921	(231,921)	-
計	66,735	426,697	12,077	505,510	(231,921)	273,588
営業費用	1,094,795	697,504	11,593	1,803,893	(245,253)	1,558,640
営業利益 又は営業損失()	1,028,060	270,806	483	1,298,383	13,331	1,285,052
資産	2,975,708	797,452	13,631	3,786,791	(1,198,910)	2,587,880

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)中国

(2)米国

3 会計方針の変更

中国の Shanghai Genomics, Inc. は、当連結会計年度より、中国新企業会計準則に基づき、政府から受け取った拠出金を「長期預り金」に、拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を流動資産「その他」に計上する方法から、政府から受け取った拠出金を営業外収益に計上し、この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を、販売費及び一般管理費に計上する方法に会計方針を変更しております。

これに伴い、従来の方針によった場合と比べ、営業損失が16,721千円増加しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	31,472	33,954	44,428	32,185	2,120	144,160
連結売上高(千円)						247,819
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.7	13.7	17.9	13.0	0.9	58.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 中国
(2) 東南アジア・・・シンガポール
(3) 米国
(4) 欧州・・・オランダ、フランスなど
(5) その他・・・イスラエル
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
4 従来、「その他の地域」に含めて表示しておりました「欧州」への売上高は、金額の重要性が高まったため、当連結会計年度から区分表示しております。前連結会計年度における「欧州」への売上高は、8,989千円で連結売上高に占める割合は5.3%でありました。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	100,970	28,793	33,038	44,126	498	207,426
連結売上高(千円)						273,588
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	36.9	10.5	12.1	16.1	0.2	75.8

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 中国
(2) 東南アジア・・・シンガポール
(3) 米国
(4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
(5) その他・・・イスラエル
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	47円75銭	1株当たり純資産額	33円65銭
1株当たり当期純損失金額	16円64銭	1株当たり当期純損失金額	19円18銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純損失(千円)	933,845	1,279,454
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	933,845	1,279,454
普通株式の期中平均株式数(株)	56,108,132	66,717,264
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権25種類(新株予約権の数5,653個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権28種類(新株予約権の数5,256個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

[次へ](#)

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>																																																															
<p>(1) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年4月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第21回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>58個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>58,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格220円 資本組入額110円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> <td></td> </tr> </table>	新株予約権の数	58個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	58,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		1. 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで		2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		新株予約権の行使の条件		1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。		2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		<p>重要な契約の締結</p> <p>(1) 出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書の締結</p> <p>当社は平成20年5月19日開催の取締役会において、上海衡山薬業有限公司(英文名: Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc. 本社: 中国・上海、副会長兼CEO: 毛廟根 以下「Hengshan」)の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。基本合意した出資持分取得の総額は60百萬元(約913百萬元)(注)で、最終契約を締結した後に、当社は Hengshan の出資持分51%を取得(以下「本出資持分取得」といいます。)し、同社を子会社化することになります。残りの49%の出資持分についても、本出資持分取得の最終契約後15ヶ月以内に買い取る予定です。ただし、最終契約は、財務的及び法的なデューデリジェンスによる調査、Hengshan の株主の承認、当社の取締役会による承認という条件が満たされなければ、締結されません。</p> <p>出資持分取得(子会社化)の背景・目的</p> <p>上海市郊外に建屋面積15,948平方メートル、敷地面積36,444平方メートルの製造設備を有している Hengshan を買収し子会社化することにより、当社の将来の事業展開に必要な製造拠点を確保することにあります。</p> <p>上海衡山薬業有限公司(Hengshan)の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 商号</td> <td>上海衡山薬業有限公司</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(英文名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc.</td> </tr> <tr> <td>2. 代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 会長</td> <td>陳基根(英文名) Jigen Chen</td> </tr> <tr> <td> 副会長兼CEO</td> <td>毛廟根(英文名) Mao Miaogen</td> </tr> <tr> <td>3. 所在地</td> <td>中国・上海市閔行江川路3777号</td> </tr> <tr> <td>4. 設立年月日</td> <td>1993年10月14日(1942年創業)</td> </tr> <tr> <td>5. 主な事業の内容</td> <td>医薬品製造</td> </tr> <tr> <td>6. 決算期</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>7. 従業員数</td> <td>280人(2007年12月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>8. 主な事業所</td> <td>中国上海市</td> </tr> <tr> <td>9. 出資構成(本出資持分取得後)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>当社</td> <td>51.00%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毛廟根(副会長兼CEO)</td> <td>2.17%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他役職員43名</td> <td>46.83%</td> </tr> </table> <p>(注) 換算レート 1人民元 = 15.22円 (2008年5月31日現在)</p>	1. 商号	上海衡山薬業有限公司		(英文名)		Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc.	2. 代表者		会長	陳基根(英文名) Jigen Chen	副会長兼CEO	毛廟根(英文名) Mao Miaogen	3. 所在地	中国・上海市閔行江川路3777号	4. 設立年月日	1993年10月14日(1942年創業)	5. 主な事業の内容	医薬品製造	6. 決算期	12月31日	7. 従業員数	280人(2007年12月31日現在)	8. 主な事業所	中国上海市	9. 出資構成(本出資持分取得後)			当社	51.00%		毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%		その他役職員43名	46.83%
新株予約権の数	58個																																																															
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																																																															
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																																															
新株予約権の目的となる株式の数	58,000株																																																															
新株予約権の行使時の払込金額	220円																																																															
新株予約権の行使期間																																																																
1. 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで																																																																
2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																																																																
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																																
発行価格220円 資本組入額110円																																																																
新株予約権の行使の条件																																																																
1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。																																																																
2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																																																																
3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																																																
1. 商号	上海衡山薬業有限公司																																																															
	(英文名)																																																															
	Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc.																																																															
2. 代表者																																																																
会長	陳基根(英文名) Jigen Chen																																																															
副会長兼CEO	毛廟根(英文名) Mao Miaogen																																																															
3. 所在地	中国・上海市閔行江川路3777号																																																															
4. 設立年月日	1993年10月14日(1942年創業)																																																															
5. 主な事業の内容	医薬品製造																																																															
6. 決算期	12月31日																																																															
7. 従業員数	280人(2007年12月31日現在)																																																															
8. 主な事業所	中国上海市																																																															
9. 出資構成(本出資持分取得後)																																																																
	当社	51.00%																																																														
	毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%																																																														
	その他役職員43名	46.83%																																																														

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>4. 上記の1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>	<p>(2) 第三者割当による株式買取基本合意書(包括的新株発行プログラム)の締結 当社は、平成20年6月19日開催の当社取締役会において、Evolution Master Fund Ltd. SPC(以下、Evolution Master Fund)との間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として、以下の内容を含む株式買取基本合意書を締結することを決議いたしました。</p> <p>包括的新株発行プログラムの概要 この包括的新株発行プログラムは、Evolution Master Fundとの間に、「株式買取基本合意書(英文名: Equity Financing Term Sheet)」を締結することにより、平成20年8月1日から1年間、総額15億円を上限として、Evolution Master Fundに対する第三者割当による新株発行を随時実行することを可能とするものです。</p> <p>本プログラムは、一定の条件におけるEvolution Master Fundの当社普通株式の買取義務を定めたものであります。</p> <p>今後、株式買取基本合意書に基づき、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。本プログラムに基づいてEvolution Master Fundに割り当てられる各回の新株の発行時期及び数量については、別途当社取締役会の決議により決定され、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株式 当社普通株式 2. 発行価額の総額 各回、最大125百万円、 総額 最大1,500百万円 3. 発行回数 毎月1回、最大12回 下記7.に記載の制限条項に該当した場合には割当停止となるため、発行回数が12回を下回る場合があります。 4. 発行株式数 各回、発行済株式総数の4.99%以下 但し、割当予定先が引受けることにより、発行済株式総数に対する割当予定先の持株比率が33%を超える場合は、発行済株式総数の33%に達するまでの株式数とする。 5. 対象期間 平成20年8月1日から平成21年7月31日まで 6. 発行価額 各回の新株発行の発表日(毎月第1営業日)の前日までの10営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均の90% 7. 制限条項 1) 割当を発表する際には、当社は割当予定先に対してインサイダー情報を保有していないことを表明すること。

<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>												
<p>(2) 新株予約権の発行 平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年5月14日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第22回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>18,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 平成21年5月15日から平成28年6月20日まで</p> <p>2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4. 上記の1.を条件に、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日におい</p>	新株予約権の数	18個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		<p>2) 各回の割当新株式数は発行済株式総数の4.99%を超えないこと。また、包括契約期間中、割当予定先の持株比率は発行済株式総数の33%を超えないこと。</p> <p>3) 包括契約期間中の割当停止条項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 価格参照期間(10営業日)の1日当たりの平均売買金額が1千万円を下回る場合 • 価格参照期間(10営業日)のうち取引所の定める値幅制限の下限まで株価が下落した(いわゆるストップ安)日がある場合 • 第2回目以後の発行価額につき、初回発行価額の300%超、又は55%未滿となる場合 • 第2回目以後の発行価額が直前回の発行価額の65%未滿となる場合 <p>上記の割当停止条項以外に双方(当社、割当予定先)は、12回のうちそれぞれ2回ずつ発行を中止する権利を有します。</p> <p>本プログラムによる資金調達必要性がなくなった場合、当社の選択により、追加的な費用を負担することなく本プログラムによる第6回目以降の発行を中止することが可能です。</p> <p>8. 割当予定先 Evolution Master Fund Ltd. SPC</p> <p>9. 新株の割当及び発行の決定 個別の取締役会決議に基づき決定いたします。</p> <p>10. 発行予定 今後、株式買取基本合意書に基づき、第1回発行決議予定日(8月1日)までに、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。 第1回の発行決議日は、平成20年8月1日、株式発行日は、平成20年8月29日の予定であります。</p> <p>資金使途 今回調達する資金は、Shanghai Hengshan Pharmaceutical Inc(中国法人)の出資持分の取得、中国での医薬品開発費、その他の運転資金に充当する予定です。</p> <p>割当予定先の概要</p> <p>1. 名称: Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M</p> <p>2. 代表: Director Adrian Brindle 住所: 1132 Bishop Street, Suite 1880, Honolulu, Hawaii, U.S.A</p> <p>3. 事業内容: 投資業</p>
新株予約権の数	18個												
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式												
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株												
新株予約権の行使時の払込金額	220円												
新株予約権の行使期間													

<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>												
<p>て割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>第23回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>27個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>27,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで</p> <p>2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、</p>	新株予約権の数	27個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	27,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		
新株予約権の数	27個												
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式												
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株												
新株予約権の行使時の払込金額	220円												
新株予約権の行使期間													

<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間）に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4. 上記の1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数（以下に定義する。）を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。</p> <p>「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日（以下「起算日」という。）において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。但し、（ ）当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、（ ）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は（ ）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>	

<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>																											
<p>(3) 持分の取得による会社の買収</p> <p>Shanghai Genomics, Inc.社を完全子会社化するために、当社はShanghai Genomics, Inc.社の持分を追加取得いたします。追加取得につき平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定しました。</p> <p>持分取得の相手会社の名称 上海創業投資有限公司(13.29%) 上海張江高科技園區開發股? 有限公司(9.97%)</p> <p>買収する会社の名称、事業内容、規模 会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. 事業内容 創薬開発ならびに生物化学的実験等の請負事業</p> <p>事業規模(平成18年12月期)</p> <table border="0"> <tr> <td>売上高</td> <td>332,695千円</td> <td>(2,178万人民元)</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td>188,081千円</td> <td>(1,231万人民元)</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>41,842千円</td> <td>(273万人民元)</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>38,139千円</td> <td>(249万人民元)</td> </tr> <tr> <td>総資産額</td> <td>492,297千円</td> <td>(3,223万人民元)</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td>303,186千円</td> <td>(1,985万人民元)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>100人</td> <td></td> </tr> </table> <p>持分取得の時期 契約完了時に持分を取得</p> <p>取得する持分の取得価額および取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額</td> <td>486,477千円</td> <td>(3,000万人民元)</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </table> <p>支払資金の調達および支払方法 自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振り込み</p>	売上高	332,695千円	(2,178万人民元)	売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)	営業利益	41,842千円	(273万人民元)	経常利益	38,139千円	(249万人民元)	総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)	純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)	従業員数	100人		取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)	持分比率	100%		
売上高	332,695千円	(2,178万人民元)																										
売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)																										
営業利益	41,842千円	(273万人民元)																										
経常利益	38,139千円	(249万人民元)																										
総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)																										
純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)																										
従業員数	100人																											
取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)																										
持分比率	100%																											

[前へ](#)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	75,095	25,080	4.0%	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	66,560	41,480	4.0%	平成22年11月
計	141,655	66,560	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	25,080	16,400	-	-

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		2,189,919		980,044	
2 売掛金		71,859		1,973	
3 原材料		4,444		4,600	
4 前払費用		14,680		12,909	
5 未収入金		9,451		6,782	
6 前渡金	1	104,074		45,633	
7 その他		6,988		14,949	
流動資産合計		2,401,418	72.4	1,066,893	35.9
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		5,877		12,821	
減価償却累計額		2,019	3,858	3,030	9,791
(2) 工具器具備品		46,759		63,562	
減価償却累計額		30,271	16,487	43,640	19,921
有形固定資産合計		20,345	0.6	29,713	1.0
2 無形固定資産					
(1) 商標権		146		124	
(2) ソフトウェア		44,225		40,319	
無形固定資産合計		44,371	1.3	40,443	1.3
3 投資その他の資産					
(1) 関係会社株式		0		0	
(2) 出資金		145,690		145,690	
(3) 関係会社出資金		665,708		1,665,112	
(4) 関係会社長期貸付金		18,114		13,317	
(5) 敷金		39,943		27,854	
貸倒引当金		18,114		13,317	
投資その他の資産合計		851,342	25.7	1,838,657	61.8
固定資産合計		916,059	27.6	1,908,814	64.1
資産合計		3,317,477	100.0	2,975,708	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金		2,038		2,373	
2 一年以内返済予定の 長期借入金		75,095		25,080	
3 未払金		64,702		44,326	
4 未払費用		32,943		8,387	
5 未払法人税等		8,826		9,018	
6 預り金		1,698		5,118	
7 その他		2,047		1,536	
流動負債合計		187,352	5.7	95,841	3.2
固定負債					
長期借入金		66,560		41,480	
固定負債合計		66,560	2.0	41,480	1.4
負債合計		253,912	7.7	137,321	4.6
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		2,407,608	72.6	2,821,608	94.8
2 資本剰余金					
資本準備金		2,367,608		2,781,608	
資本剰余金合計		2,367,608	71.3	2,781,608	93.5
3 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,711,650		2,764,793	
利益剰余金合計		1,711,650	51.6	2,764,793	92.9
4 自己株式				36	0.0
株主資本合計		3,063,565	92.3	2,838,386	95.4
純資産合計		3,063,565	92.3	2,838,386	95.4
負債純資産合計		3,317,477	100.0	2,975,708	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			103,975	100.0	66,735	100.0	
売上原価			45,859	44.1	17,762	26.6	
売上総利益			58,115	55.9	48,972	73.4	
販売費及び一般管理費	1,2,3		939,969	904.0	1,077,033	1,613.9	
営業損失			881,854	848.1	1,028,060	1,540.5	
営業外収益							
1 受取利息		1,962			4,840		
2 先物為替予約評価益		13,949					
3 経営指導料	1				11,982		
4 その他		1,178	17,090	16.4	170	16,992	25.5
営業外費用							
1 支払利息		6,107			4,396		
2 株式交付費		7,165			21,907		
3 資金調達費用		4,422			13,119		
4 和解金		7,500					
5 原材料除却損		3,079					
6 その他		236	28,511	27.4	4,129	43,553	65.3
経常損失			893,275	859.1	1,054,621	1,580.3	
特別利益							
貸倒引当金戻入益		2,642	2,642	2.5	4,797	4,797	7.2
特別損失							
固定資産除却損					918	918	1.4
税引前当期純損失			890,632	856.6	1,050,742	1,574.5	
法人税、住民税 及び事業税			2,027	1.9	2,401	3.6	
当期純損失			892,659	858.5	1,053,143	1,578.1	

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		10,691	23.3	471	2.7
労務費		2,952	6.4	7,193	40.5
経費		32,216	70.3	10,097	56.8
当期売上原価		45,859	100.0	17,762	100.0

原価計算の方法 原価計算の方法

原価計算の方法は、プロジェクト 同左

別個別原価計算であり、実際原価

を用いて計算しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本				株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	1,487,108	1,447,108	818,990		2,115,225	2,115,225
事業年度中の変動額						
当期純損失			892,659		892,659	892,659
新株の発行	920,500	920,500			1,841,000	1,841,000
事業年度中の変動額合計(千円)	920,500	920,500	892,659		948,340	948,340
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	1,711,650		3,063,565	3,063,565

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

項目	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他利益剰余金				
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	1,711,650			3,063,565	3,063,565
事業年度中の変動額							
当期純損失			1,053,143			1,053,143	1,053,143
新株の発行	414,000	414,000				828,000	828,000
自己株式の取得				36		36	36
事業年度中の変動額合計(千円)	414,000	414,000	1,053,143	36		225,179	225,179
平成20年3月31日残高(千円)	2,821,608	2,781,608	2,764,793	36		2,838,386	2,838,386

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 総平均法による原価法を採用しております。	子会社株式 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法	同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 原材料 先入先出法による原価法を採用しております。 (2) 仕掛品	(1) 原材料 同左 (2) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左
6 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,063,565千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」として表示しております。 2. 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3. 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当事業年度から「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。 	
<p>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 当事業年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	
<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表) 当事業年度から、「仮払金」(当事業年度1,598千円)は金額が僅少となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において、「新株発行費」として掲記されていたものは、当事業年度から「株式交付費」と表示しております。</p>	

追加情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(スプレッド方式の公募増資による新株式の発行)</p> <p>平成19年8月30日を払込期日とする公募増資(ブックビルディング方式)による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で買取引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、発行価格と引受価額との差額72,000千円が事実上の引受手数料であり、引受価額と同一の発行価格で一般投資家に販売する従来方式であれば株式交付費として処理されたものであります。</p> <p>このため従来方式によった場合に比べ、株式交付費の額と資本金及び資本準備金の合計額は、それぞれ72,000千円少なく計上され、その結果、経常損失及び税引前当期純損失は同額少なく計上されております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>前渡金 104,074千円</p>	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>前渡金 45,633千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。</p> <p>試験研究費 298,228千円</p>	<p>1. 関係会社との取引に係わるものが次のとおり含まれております。</p> <p>試験研究費 220,504千円 経営指導料 11,982千円</p>
<p>2. 販売費に属する費用のおおよその割合は57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は43%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>役員報酬 54,399千円 従業員給与 74,724千円 旅費交通費 42,528千円 支払手数料 25,438千円 顧問料 113,924千円 試験研究費 518,366千円</p>	<p>2. 販売費に属する費用のおおよその割合は2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は98%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>役員報酬 67,145千円 従業員給与 147,241千円 コンピュータ関連費用 84,527千円 顧問料 112,424千円 試験研究費 462,553千円 減価償却費 9,155千円</p>
<p>3. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 518,366千円</p>	<p>3. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 462,553千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		400		400

(変動事由の概要)

自己株式の当期増加は、单元未満株式の買取請求による取得であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具器具備品	57,746	11,362	46,384	工具器具備品	86,204	39,306	46,897
ソフトウェア	5,693	948	4,744	ソフトウェア	13,235	5,151	8,084
合計	63,440	12,311	51,128	合計	99,440	44,457	54,982
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 20,553千円				1年以内 33,580千円			
1年超 31,341千円				1年超 24,121千円			
合計 51,894千円				合計 57,701千円			
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 13,456千円				支払リース料 36,452千円			
減価償却費相当額 12,311千円				減価償却費相当額 32,146千円			
支払利息相当額 1,911千円				支払利息相当額 6,259千円			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度(平成19年3月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 669,281	繰越欠損金 1,093,535
未払事業税 2,784	未払事業税 2,692
貸倒引当金損金不算入額 7,370	貸倒引当金 5,418
減価償却超過額 1,060	減価償却費 676
株式評価損 9,070	株式評価損 9,070
繰延税金資産小計 689,567	繰延税金資産小計 1,111,393
評価性引当額 689,567	評価性引当額 1,111,393
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債 -
繰延税金負債合計 -	繰延税金負債合計 -
繰延税金資産負債の純額 -	繰延税金資産負債の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の項目別内訳
税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 50円32銭	1株当たり純資産額 40円4銭
1株当たり当期純損失金額 15円91銭	1株当たり当期純損失金額 15円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純損失(千円)	892,659	1,053,143
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	892,659	1,053,143
普通株式の期中平均株式数(株)	56,108,132	66,717,264
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権25種類(新株予約権の数5,653個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権28種類(新株予約権の数5,256個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

[次へ](#)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																												
<p>(1) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年 6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年 4月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第21回新株予約権</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">58個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">58,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1.平成21年4月14日から平成28年6月20日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2.上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発行価格220円 資本組入額110円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新株予約権の行使の条件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> </tr> </table>	新株予約権の数	58個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	58,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		1.平成21年4月14日から平成28年6月20日まで		2.上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		新株予約権の行使の条件		1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。		2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		<p>重要な契約の締結</p> <p>(1) 出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書の締結</p> <p>当社は平成20年 5月19日開催の取締役会において、上海衡山薬業有限公司(英文名: Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc. 本社: 中国・上海、副会長兼CEO: 毛廟根 以下「Hengshan」)の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。基本合意した出資持分取得の総額は60百万元(約913百万元)(注)で、最終契約を締結した後に、当社は Hengshan の出資持分51%を取得(以下「本出資持分取得」といいます。)し、同社を子会社化することになります。残りの49%の出資持分についても、本出資持分取得の最終契約後15ヶ月以内に買い取る予定です。ただし、最終契約は、財務的及び法的なデューデリジェンスによる調査、Hengshan の株主の承認、当社の取締役会による承認という条件が満たされなければ、締結されません。</p> <p>出資持分取得(子会社化)の背景・目的</p> <p>上海市郊外に建屋面積15,948平方メートル、敷地面積36,444平方メートルの製造設備を有しているHengshan を買収し子会社化することにより、当社の将来の事業展開に必要な製造拠点を確保することにあります。</p> <p>上海衡山薬業有限公司(Hengshan)の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1. 商号 上海衡山薬業有限公司</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(英文名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc.</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 代表者</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">会長</td> <td style="text-align: right;">陳基根(英文名) Jigen Chen</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">副会長兼CEO</td> <td style="text-align: right;">毛廟根(英文名) Mao Miaogen</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 所在地 中国・上海市閔行江川路3777号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4. 設立年月日 1993年10月14日(1942年創業)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5. 主な事業の内容 医薬品製造</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6. 決算期 12月31日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7. 従業員数 280人(2007年12月31日現在)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8. 主な事業所 中国上海市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">9. 出資構成(本出資持分取得後)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当社</td> <td style="text-align: right;">51.00%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">毛廟根(副会長兼CEO)</td> <td style="text-align: right;">2.17%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他役職員43名</td> <td style="text-align: right;">46.83%</td> </tr> </table> <p>(注) 換算レート 1人民元 = 15.22円 (2008年5月31日現在)</p>	1. 商号 上海衡山薬業有限公司		(英文名)		Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc.		2. 代表者		会長	陳基根(英文名) Jigen Chen	副会長兼CEO	毛廟根(英文名) Mao Miaogen	3. 所在地 中国・上海市閔行江川路3777号		4. 設立年月日 1993年10月14日(1942年創業)		5. 主な事業の内容 医薬品製造		6. 決算期 12月31日		7. 従業員数 280人(2007年12月31日現在)		8. 主な事業所 中国上海市		9. 出資構成(本出資持分取得後)		当社	51.00%	毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%	その他役職員43名	46.83%
新株予約権の数	58個																																																												
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-																																																												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																																												
新株予約権の目的となる株式の数	58,000株																																																												
新株予約権の行使時の払込金額	220円																																																												
新株予約権の行使期間																																																													
1.平成21年4月14日から平成28年6月20日まで																																																													
2.上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																																																													
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																													
発行価格220円 資本組入額110円																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。																																																													
2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																																																													
3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																																													
1. 商号 上海衡山薬業有限公司																																																													
(英文名)																																																													
Shanghai Hengshan Pharmaceuticals, Inc.																																																													
2. 代表者																																																													
会長	陳基根(英文名) Jigen Chen																																																												
副会長兼CEO	毛廟根(英文名) Mao Miaogen																																																												
3. 所在地 中国・上海市閔行江川路3777号																																																													
4. 設立年月日 1993年10月14日(1942年創業)																																																													
5. 主な事業の内容 医薬品製造																																																													
6. 決算期 12月31日																																																													
7. 従業員数 280人(2007年12月31日現在)																																																													
8. 主な事業所 中国上海市																																																													
9. 出資構成(本出資持分取得後)																																																													
当社	51.00%																																																												
毛廟根(副会長兼CEO)	2.17%																																																												
その他役職員43名	46.83%																																																												

<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>4. 上記 の1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数（以下に定義する。）を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日（以下「起算日」という。）において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。但し、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>	<p>(2) 第三者割当による株式買取基本合意書（包括的新株発行プログラム）の締結 当社は、平成20年 6月19日開催の当社取締役会において、Evolution Master Fund Ltd. SPC（以下、Evolution Master Fund）との間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として、以下の内容を含む株式買取基本合意書を締結することを決議いたしました。</p> <p>包括的新株発行プログラムの概要 この包括的新株発行プログラムは、Evolution Master Fundとの間に、「株式買取基本合意書(英文名：Equity Financing Term Sheet)」を締結することにより、平成20年 8月 1日から 1年間、総額15億円を上限として、Evolution Master Fundに対する第三者割当による新株発行を随時実行することを可能とするものです。</p> <p>本プログラムは、一定の条件における Evolution Master Fundの当社普通株式の買取義務を定めたものであります。</p> <p>今後、株式買取基本合意書に基づき、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。本プログラムに基づいて Evolution Master Fund に割り当てられる各回の新株の発行時期及び数量については、別途当社取締役会の決議により決定され、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株式 当社普通株式 2. 発行価額の総額 各回、最大125百万円、 総額 最大1,500百万円 3. 発行回数 毎月 1回、最大12回 下記7.に記載の制限条項に該当した場合には割当停止となるため、発行回数が12回を下回る場合があります。 4. 発行株式数 各回、発行済株式総数の4.99%以下 但し、割当予定先が引受けることにより、発行済株式総数に対する割当予定先の持株比率が33%を超える場合は、発行済株式総数の33%に達するまでの株式数とする。 5. 対象期間 平成20年 8月 1日から平成21年 7月31日まで 6. 発行価額 各回の新株発行の発表日（毎月第 1 営業日）の前日までの10営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均の90% 7. 制限条項 1) 割当を発表する際には、当社は割当予定先に対してインサイダー情報を保有していないことを表明すること。

<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>												
<p>(2) 新株予約権の発行 平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年 5月14日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第22回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>18,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 平成21年5月15日から平成28年6月20日まで</p> <p>2. 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、 4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4. 上記の1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来することに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48</p>	新株予約権の数	18個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	新株予約権の行使期間		<p>2) 各回の割当新株式数は発行済株式総数の4.99%を超えないこと。また、包括契約期間中、割当予定先の持株比率は発行済株式総数の33%を超えないこと。</p> <p>3) 包括契約期間中の割当停止条項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 価格参照期間(10営業日)の1日当たりの平均売買金額が1千万円を下回る場合 • 価格参照期間(10営業日)のうち取引所の定める値幅制限の下限まで株価が下落した(いわゆるストップ安)日がある場合 • 第2回目以後の発行価額につき、初回発行価額の300%超、又は55%未満となる場合 • 第2回目以後の発行価額が直前回の発行価額の65%未満となる場合 <p>上記の割当停止条項以外に双方(当社、割当予定先)は、12回のうちそれぞれ2回ずつ発行を中止する権利を有します。</p> <p>本プログラムによる資金調達必要性がなくなった場合、当社の選択により、追加的な費用を負担することなく本プログラムによる第6回目以降の発行を中止することが可能です。</p> <p>8. 割当予定先 Evolution Master Fund Ltd. SPC</p> <p>9. 新株の割当及び発行の決定 個別の取締役会決議に基づき決定いたします。</p> <p>10. 発行予定 今後、株式買取基本合意書に基づき、第1回発行決議予定日(8月1日)までに、本プログラムに関する最終契約が締結される予定です。 第1回の発行決議日は、平成20年8月1日、株式発行日は、平成20年8月29日の予定であります。</p> <p>資金使途 今回調達する資金は、Shanghai Hengshan Pharmaceutical Inc(中国法人)の出資持分の取得、中国での医薬品開発費、その他の運転資金に充当する予定です。</p> <p>割当予定先の概要</p> <p>1. 名称: Evolution Master Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M</p> <p>2. 代表: Director Adrian Brindle 住所: 1132 Bishop Street, Suite 1880, Honolulu, Hawaii, U.S.A</p> <p>3. 事業内容: 投資業</p>
新株予約権の数	18個												
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式												
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株												
新株予約権の行使時の払込金額	220円												
新株予約権の行使期間													

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)										
<p>分の1に相当する数が加算される。但し、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(但し、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認をするものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>第23回新株予約権</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>27個</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>27,000株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> </table> <p>新株予約権の行使期間</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで 上記1.により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記 4.但書に定める事由が生じた場合には、4.但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。 <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 	新株予約権の数	27個	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数	27,000株	新株予約権の行使時の払込金額	220円	
新株予約権の数	27個										
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-										
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式										
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株										
新株予約権の行使時の払込金額	220円										

<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間）に限り、当該行使資格を失った時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4.により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4. 上記の1.を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数（以下に定義する。）を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。</p> <p>「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日（以下「起算日」という。）において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。但し、（ ）当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、（ ）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は（ ）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>	

<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>																											
<p>(3) 持分の取得による会社の買収</p> <p>Shanghai Genomics, Inc.社を完全子会社化するために、当社はShanghai Genomics, Inc.社の持分を追加取得いたします。追加取得につき平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定しました。</p> <p>持分取得の相手会社の名称 上海創業投資有限公司(13.29%) 上海張江高科技園區開發股? 有限公司(9.97%)</p> <p>買収する会社の名称、事業内容、規模 会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. 事業内容 創薬開発ならびに生物化学的実験等の請負事業</p> <p>事業規模(平成18年12月期)</p> <table border="0"> <tr> <td>売上高</td> <td>332,695千円</td> <td>(2,178万人民元)</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td>188,081千円</td> <td>(1,231万人民元)</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>41,842千円</td> <td>(273万人民元)</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>38,139千円</td> <td>(249万人民元)</td> </tr> <tr> <td>総資産額</td> <td>492,297千円</td> <td>(3,223万人民元)</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td>303,186千円</td> <td>(1,985万人民元)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>100人</td> <td></td> </tr> </table> <p>持分取得の時期 契約完了時に持分を取得</p> <p>取得する持分の取得価額および取得後の持分比率</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額</td> <td>486,477千円</td> <td>(3,000万人民元)</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </table> <p>支払資金の調達および支払方法 自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振り込み</p>	売上高	332,695千円	(2,178万人民元)	売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)	営業利益	41,842千円	(273万人民元)	経常利益	38,139千円	(249万人民元)	総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)	純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)	従業員数	100人		取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)	持分比率	100%		
売上高	332,695千円	(2,178万人民元)																										
売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)																										
営業利益	41,842千円	(273万人民元)																										
経常利益	38,139千円	(249万人民元)																										
総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)																										
純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)																										
従業員数	100人																											
取得価額	486,477千円	(3,000万人民元)																										
持分比率	100%																											

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	5,877	8,153	1,210	12,821	3,030	1,938	9,791
工具器具備品	46,759	17,802	1,000	63,562	43,640	13,733	19,921
有形固定資産計	52,636	25,956	2,210	76,383	46,670	15,671	29,713
無形固定資産							
商標権	222	-	-	222	98	22	124
ソフトウェア	66,587	13,930	-	80,517	40,198	17,835	40,319
無形固定資産計	66,810	13,930	-	80,740	40,296	17,857	40,443

(注) 当期増減額の内訳 (千円)

増加	建物附属設備	本社事務所設備	8,153
増加	工具器具備品	本社事務所什器・家具	5,484
増加	工具器具備品	遺伝子解析装置	3,625
増加	ソフトウェア	Cell-Illustrator (販売用ソフト)バージョン・アップ	11,950

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	18,114	-	-	4,797	13,317

(注) 「当期減少額(その他)」欄の金額は、債権回収による取崩によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	43
預金	
普通預金	180,000
定期預金	800,000
小計	980,000
合計	980,044

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
和光純薬工業(株)	1,953
その他	20
合計	1,973

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B)
71,859	32,188	102,073	1,973	98.1	366 419.8

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、当期発生高には消費税等が含まれております。

原材料

品目	金額(千円)
試薬類	4,460
消耗品	139
合計	4,600

関係会社出資金

相手先	金額(千円)
Shanghai Genomics, Inc.	1,665,112
合計	1,665,112

買掛金

相手先	金額(千円)
正晃(株)	2,373
合計	2,373

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 大阪営業所及び各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 大阪営業所及び各取次所
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	<p>電子公告により行います。</p> <p>ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p> <p>なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りであります。</p> <p>http://www.gene-networks.com/company/index.html</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)に係る有価証券届出書を平成19年7月31日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成19年8月14日、平成19年8月16日、平成19年8月17日及び平成19年8月22日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成19年10月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成19年12月25日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書

事業年度 第7期中(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)平成19年12月26日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年7月31日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、(1)会社は平成19年4月13日及び平成19年5月14日開催の取締役会において新株予約権の発行を決議した。(2)会社は連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.の持分の追加取得につき、平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得（子会社化）に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPCとの間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年7月31日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、(1)会社は平成19年4月13日及び平成19年5月14日開催の取締役会において新株予約権の発行を決議した。(2)会社は連結子会社である Shanghai Genomics, Inc.の持分の追加取得につき、平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券届出書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得（子会社化）に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPCとの間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。